

探掘権は、抵当権及び租賦権の目的となることができる。

(鉱区及びその面積)

第十四條 鉱区の境界は、直線線で定め、地表の境界線の直下を限とする。

2 鉱区的面積は、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスについては三十ヘクタール、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、石灰石、滑石及び耐火粘土については一ヘクタール、その他の鉱物については三ヘクタールを下ることができない。但し、砂鉄については、この限りでない。

3 鉱区的面積は、三百五十ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。

(鉱区に関する制限)

第十五條 土地調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適當でない認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域(以下「鉱区禁止地域」という)は、その鉱物については、鉱区とすることができない。

第十六條 同一の地域においては、二以上の鉱業権を設定することができない。但し、異種の鉱床中に存する鉱物を目的とする場合及び第四十六條の場合には、この限りでない。

2 前項但書の場合においては、鉱業権者は、互にその権利を制限される。

(鉱業権者の資格)

第十七條 日本国民又は日本国法人でなければ、鉱業権者となること

ができない。但し、條約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(存続期間及びその延長)

第十八條 試掘権の存続期間は、登録の日から二年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、試掘権者の申請により、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二年とする。

4 第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内になければならない。

5 通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、試掘権者が誠実に探掘をした事実が明らかであり、且つ、鉱床の状態を確保するため更に探掘を継続する必要があると認めるときでなければ、延長の許可をしてはならない。

第十九條 探掘権の存続期間は、登録の日から三十年を経過する日の属する年の終までとする。

2 前項の期間は、その満了に際し、探掘権者の申請により延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、三十年とする。

4 第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前六箇月以上一年以内になければならない。

5 通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、当該鉱区における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保険

衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、

業林若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、延長の許可をしてはならない。

第二十條 第十八條第二項又は前條

第二項の申請があつたときは、鉱業権の存続期間の満了の後でも、その申請が拒否されるまで、又は延長の登録があるまでは、その鉱業権は、存続するものとみなす。

(設定の出願)

第二十一條 鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業局長に出願して、その許可を受けなければ

ならない。

2 前項の規定による出願をしようとする者は、省令で定める手続に従い、引受時刻証明の取扱とした第一種郵便物により、左に掲げる事項を記載した願書に区域図を添えて、通商産業局長に提出しなければならない。

一 出願の区域の所在地

二 出願の区域の面積

三 目的とする鉱物の名称

四 氏名又は名称及び住所

3 同一の地域において二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、各種の鉱物ごとに第一項の規定による出願をしなければならぬ。但し、同種の鉱床中に存する二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、この限りでない。

(鉱床説明書)

第二十二條 探掘権の設定を受けようとする者は、前條第一項の規定による出願と同時に、出願の地域

について目的とする鉱物の鉱床の位置、走向、傾斜、厚さその他鉱床の状態を記述した鉱床説明書を提出しなければならない。

2 前項の鉱床説明書には、同項の事項の外、予想される鉱害の範囲及び態様について記述しなければならない。

(共同鉱業出願人)

第二十三條 二人以上共同して鉱業権の設定の出願をした者(以下「共同鉱業出願人」という)は、省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3 前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して共同鉱業出願人を代表する。

5 共同鉱業出願人は、組合契約をしたものとみなす。

(都道府県知事との協議)

第二十四條 通商産業局長は、鉱業権の設定の出願があつたときは、関係都道府県知事(国の所有する土地については、当該行政機関)に協議しなければならない。

(土地の所有者の意見書)

第二十五條 石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉄等地表に近い部分に存する鉱物について探掘権の設定の出願があり、その鉱物の掘採により土地の利用を妨害すると認めるときは、通商産業局長は、探

掘権の設定の出願をした土地の区域(以下「探掘出願地」という)に係る土地(国の所有するものを除く)の所有者に出願があつた旨を通知し、相当の期限を附して意見書を提出する機会を與えなければ

ならない。

2 通商産業局長は、前項の出願をした者に対し、相当の期限を附して探掘出願地に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出を命ずることができ

る。

(設備設計書)

第二十六條 通商産業局長は、鉱害を防止する方法を調査するため必要があると認めるときは、鉱業出願人に対し、相当の期限を附して事業の設備に関する設計書の提出を命ずることができ

る。

(優先権)

第二十七條 鉱業権の設定の出願をした土地の区域(以下「鉱業出願地」という)が重複するときは、その重複する部分については、願書の送達の日時が先である者が鉱業権の設定について優先権を有する。

2 試掘権の設定の出願をした土地の区域(以下「試掘出願地」という)と探掘出願地とが重複する場合において、願書の送達の日時が同一であるときは、その重複する部分については、探掘権の設定の出願をした者(以下「探掘出願人」という)が優先権を有する。

2 試掘出願地が重複し、又は探掘出願地が重複する場合において、願書の送達の日時が同一であると

きは、通商産業局長は、公正な方法でくじを行い、優先権者を定める。

(採掘出願の日時)

第二十八條 試掘権の設定の出願をした者(以下「試掘出願人」という。)がその試掘出願地と重複してその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、試掘権の設定の出願をしなかつたものとみなし、試掘権の設定の出願をさせたものときとみなす。但し、前項第二項の場合においては、この限りでない。

2 前項本文の規定は、採掘出願人がその採掘出願地と重複してその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として試掘権の設定の出願をした場合に準用する。但し、試掘権者がその鉱区と重複して採掘権の設定の出願をし、その試掘権の消滅後更に試掘権の設定の出願をしたときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第三十九條第一項の規定による命令を受けた場合における期限経過後の出願には、適用しない。

(不許可)

第二十九條 通商産業局長は、試掘出願地が願書の発送の時に於いてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十條 通商産業局長は、採掘出願地が願書の発送の時に於いてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自己の採掘鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十一條 通商産業局長は、採掘出願地が願書の発送の時に於いてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分がお試掘を要すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十二條 通商産業局長は、試掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その消滅又は試掘鉱区の減少の日から六十日以内(試掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間内)に、その試掘権の目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘権の設定の出願があつたときは、その消滅した試掘権の鉱区に該当する部分又は試掘鉱区の減少した部分に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十三條 通商産業局長は、第十五條の規定による禁止が解除された場合において、その解除の日から三十日以内に禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その禁止が解除された地域に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十四條 通商産業局長は、鉱業出願地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十五條 通商産業局長は、鉱業出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保險衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

(鉱業出願地の増減)

第三十六條 鉱業出願人は、鉱業出願地の増減の出願をすることができ。

2 第二十一條、第二十二條及び第二十四條から前條までの規定は、前項の出願に準用する。

(採掘出願地の増減命令)

第三十七條 通商産業局長は、採掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、採掘出願地の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発がなないと認めるときは、採掘出願地の位置形状が鉱床

位置形状に合致するように、採掘出願地の増減の出願を命ずることができ。

2 前項の規定による命令に基いてその命令書の到達の日から三十日以内に採掘出願地の増減の出願は、採掘権の設定の願書の発送の日時にしたものとみなす。但し、既に他人の鉱区となつてゐる部分又は他人の鉱業権の設定の出願が許可されてゐる部分については、この限りでない。

3 通商産業局長は、採掘出願人が第一項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘出願地の増減の出願をしないときは、採掘権の設定の出願を許可してはならない。

(鉱業命令)

第三十八條 通商産業局長は、試掘出願地における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘出願地が採掘権の設定に適すると認めるときは、採掘権の設定に適すると認めるときは、採掘権の設定の出願を命ずることができ。

2 通商産業局長は、試掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘権の設定の出願をしないときは、試掘権の設定の出願を許可してはならない。

第三十九條 通商産業局長は、採掘出願地における鉱物の存在が明らかでなく、あらかじめ試掘を要すると認めるときは、試掘権の設定の出願を命ずることができ。

2 通商産業局長は、採掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に試掘権の設定の出願をしないときは、採掘権の設定の出願を許可してはならない。

(命令の手続)

第四十條 通商産業局長は、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は前條第二項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該鉱業出願人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該鉱業出願人に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、鉱業出願人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(鉱業出願人の地位の承継)

第四十一條 鉱業出願人の地位は、相続その他の一般承継の場合でなければ、承継することができない。

第四十二條 相続その他の一般承継により鉱業出願人の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第四十三條 鉱業出願人が鉱業権の設定の出願の許可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従ひ、登録税を納付しな

いときは、許可は、その効力を失う。

(共同鉱業権者)

第四十四條 鉱業権を共有する者

(以下「共同鉱業権者」という。)
は、省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3 前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して共同鉱業権者を代表する。

5 共同鉱業権者は、組合契約をしたものとみなす。

(鉱区の増減)

第四十五條 鉱業権者は、鉱区の増減の出願をすることができる。

2 採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾を得なければ、鉱区の減少の出願をすることができない。

3 第二十一條、第二十二條、第二十四條から第三十五條まで及び第四十三條の規定は、第一項の出願に準用する。

(掘進増区)

第四十六條 採掘鉱区がその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、鉱床の位置形状により隣接鉱区に掘進しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、その隣接鉱区の鉱業権者及び

抵当権者の承諾を得て、鉱床を定めて、鉱区の増加の出願をすることができる。この場合において、鉱業権者及び抵当権者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 前項の出願については、前條第三項の規定にかかわらず、第二十二條第二項及び第二十四條から第三十五條までの規定は、準用しない。

第四十七條 採掘権者は、前條第一項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

2 通商産業局長は、前項の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者に交付することともに、当事者の出願を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べべる機会を與えなければならない。

5 通商産業局長は、第一項の決定をしたときは、決定書の原本を当事者に交付しなければならない。

6 前項の決定があつたときは、隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾があつたものとみなす。

(鉱区の増減命令)

第四十八條 通商産業局長は、採掘

鉱区的位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区的位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、その鉱区的位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区の増減の出願を命ずることができる。

2 第三十七條第二項及び第四十條の規定は、前項の場合に準用する。

(採掘出願命令)

第四十九條 通商産業局長は、試掘鉱区における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘鉱区が採掘権の設定に適すると認めるときは、採掘権の設定の出願を命ずることができる。

2 第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

(鉱区の分割及び合併)

第五十條 採掘権者は、鉱区の分割又は同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区の合併の出願をすることができる。

2 採掘権者は、鉱区を分割してこれを同種の鉱床中に存する鉱物の他の鉱区に合併し、又は同種の鉱床中に存する鉱物の二以上の鉱区の各一部を分割しこれを合併して一の鉱区とする出願をすることができる。

3 採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾及び抵当権の順位に関する協定を経なければ、前二項の出願をすることができない。

4 第二十一條及び第四十三條の規定は、第一項又は第二項の出願を準用する。

第五十一條 前條第一項又は第二項の出願に基づく合併があつたときは、合併による鉱区の採掘権は、従前の採掘権の残存期間のうち、短いものの満了するまで存続する。

(取消等の処分)

第五十二條 通商産業局長は、錯誤により、鉱業権の設定又は鉱区の増減若しくは分割若しくは合併の出願を許可したときは、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

第五十三條 通商産業局長は、鉱物の採掘が保健衛生上有害であり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。

第五十四條 通商産業局長は、鉱物の採掘が他人の鉱業を著しく妨害するに至つた場合において、他にその妨害を排除する方法がないと認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

第五十五條 通商産業局長は、鉱業権者が左の各号の一に該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。

一 第六十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同條第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

二 施業案によらないで鉱業を行つたとき。

三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採したとき。

四 第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定による命令に従わぬとき。

五 第五百二十條の規定による命令に従わぬとき。

六 鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わぬとき。

第五十六條 第四十條の規定は、第五十三條、第五十四條又は前條第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消に準用する。

(採掘権の取消と抵当権)

第五十七條 通商産業局長は、採掘権の取消による消滅の登録をしたときは、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

2 抵当権者は、前項の規定による通知の到達の日から三十日以内に、採掘権の競売の申立をすることができる。但し、第五十二條から第五十四條までの規定による採掘権の取消の場合には、この限りでない。

3 採掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完了する日までは、競売の目的の範囲内で、なお存続するものとみなす。

4 競落を許す決定が確定したときは、採掘権の取消は、その効力を生じなかつたものとみなす。

5 競売による売得金は、競売の費用及び抵当権者に対する債務の弁済に充て、その残余は、国庫に帰属する。

(採掘権の放棄と抵当権)

第五十八條 前條の規定は、通商産業局長が採掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

(登録)

第五十九條 左に掲げる事項は、鉱業原簿に登録する。

一 鉱業権の設定、変更、存続期間の延長、移転、消滅及び処分

二 共同鉱業権者の脱退

三 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分

2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3 登録に関する規程は、政令で定める。

(登録の効力)

第六十條 前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、死亡による共同鉱業権者の脱退、混同若しくは担保する債務の消滅による抵当権の消滅又は存続期間の満了による鉱業権の消滅の場合を除き、登録しなければその効力を生じない。

(表示の変更)

第六十一條 通商産業局長は、鉱区の所在地の名称若しくは地目、境界又は面積についての鉱区図の記載が事実と相違することを発見し

たときは、その鉱区図を更正し、当該鉱業権につき変更の登録をした後、その旨を鉱業権者に通知しなければならない。

(事業着手の義務)

第六十二條 鉱業権者は、鉱業権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業を着手しなければならない。

2 鉱業権者は、やむを得ない事由により前項の期間内に事業に着手することができないときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

3 鉱業権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

4 鉱業権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

(施業案)

第六十三條 試掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 採掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、通商産業局長の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 通商産業局長は、前項の認可をするには、あらかじめ鉱山保安監督部長に協議しなければならない。

4 鉱業権者は、第二項の規定により届出をし、又は第二項の規定により認可を得た施業案によらなければ、鉱業を行つてはならない。

(掘採の制限)

第六十四條 鉱業権者は、鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖沼、池、溝、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館及びその他の公共の用に供する施設並びに建物の地表地下とも五十メートル以内の場所において鉱物を掘採するに

は、他の法令の規定によつて許可又は認可を受けた場合を除き、管理庁又は管理人の承諾を得なければならない。但し、当該管理庁又は管理人は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

(重複鉱区における鉱業)

第六十五條 第四十六條第一項の規定により隣接鉱区に重複して鉱区の増加の出願をし、その登録を得た採掘権者は、その重複する部分においては、同項の承諾を得て定められた鉱床以外の鉱床に掘進することができない。但し、隣接鉱区の鉱業権が消滅した後は、この限りでない。

第六十六條 異種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が重複するときは、その重複する部分については、鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が後である者は、その先である者の承諾を得なければ、その部分において鉱物を掘採してはならない。但し、鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録

を得た日が先である者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 異種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が重複する場合において、その重複する部分については、鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更を得た日が同日であるときは、鉱業権者は、他の鉱業権者と協議し、その協議のとのつたところによらなければならない。その部分において鉱物を掘採してはならない。

3 試掘権者が試掘権存続期間中に、同種の鉱床中に存する鉱物について試掘鉱区に重複して採掘権の設定の出願をし、その許可を受けたときは、前二項の規定の適用については、その重複する部分に限り、試掘権の設定又は試掘鉱区の増加による変更の登録があつた日に採掘権の設定又は採掘鉱区の増加による変更の登録があつたものとみなす。

4 第一項の承諾を得ることができないとき、又は第二項の規定による協議をすることができず、若しくは協議がととのわなるときは、鉱業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

5 第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

(鉱種名の変更)

第六十七條 鉱業権者は、その鉱区において、登録を受けた鉱物と同種の鉱床中に存する他の鉱物を採掘しようとするときは、説明書を添えて通商産業局長に届け出て、その鉱物の存在の確認を受けなければならぬ。

第六十八條 鉱業権者は、事業に着手したときは、遅滞なく、鉱区の所在地又はその附近に鉱業事務所を定め、その所在地及び着手年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

(試掘工程表)

第六十九條 試掘権者は、省令で定める手続に従い、試掘工程表を作成し、鉱業事務所へ備えて置かなければならない。

(坑内実測図及び鉱業簿)

第七十條 採掘権者は、省令で定める手続に従い、坑内実測図及び鉱業簿を作成し、鉱業事務所へ備えて置かなければならない。

第三章 租鉱権

(性質)

第七十一條 租鉱権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

第七十二條 租鉱権は、相続その他の一般承継の目的となる外、権利の目的となることができない。

(租鉱区)

第七十三條 租鉱権の区域(以下「租鉱区」という。)の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。

(設定)

第七十四條 租鉱権は、特定の鉱床を目的として設定することができる。

第七十五條 同一の鉱区中同一の区域においては、二以上の租鉱権を設定することができない。但し、

前條の場合、この限りでない。
(存続期間及びその延長)
第七十六條 租地権者の存続期間は、登録の日から五年以内とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。

4 租地権者及び探掘権者は、第二項の規定により存続期間を延長しようとするときは、省令で定める手続に従い、契約書を添えて通商産業局長に申請し、その認可を受けなければならない。

(設定の申請)
第七十七條 租地権を設定しようとするときは、租地権者となろうとする者及び探掘権者は、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項を記載した申請書に区域図、租地権の設定を必要とする理由を記載した書面及びその設定に関する契約書を添えて、通商産業局長に提出し、その認可を受けなければならない。

一 申請の区域の所在地
二 申請の区域の面積
三 目的とする鉱物の名称
四 探掘権の登録番号
五 鉱床を特定したときは、その鉱床

六 存続期間
七 租地料を支拂うべきときは、租地料並びにその支拂の時期及び方法
八 氏名又は名称及び住所

2 特定の鉱床を目的として租地権を設定しようとするときは、前項

の書類の外、申請書に鉱床図及びその説明書を添えなければならない。

3 通商産業局長は、残鉱の探掘その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があると認めるときでなければ、第一項の規定による申請を認可してはならない。

4 租地権者となろうとする者が租地権の設定の認可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録料を納付しないときは、認可は、その効力を失う。

(租地権の増減)
第七十八條 租地権者及び探掘権者は、租地権を増減することができる。

2 前條の規定は、租地権の増減に準用する。

(行為の効力の承継)
第七十九條 租地権の設定又は租地権の増減があつたときは、この法律の規定により探掘権者がした手続その他の行為は、租地権の範圍内において、租地権者に対してても、その効力を有する。

2 租地権の消滅又は租地権の減少があつたときは、この法律の規定により租地権者がした手続その他の行為は、探掘権の範圍内において、探掘権者に対してても、その効力を有する。但し、探掘権の消滅による租地権の消滅の場合は、この限りでない。

(探掘権の変更と租地権)
第八十條 探掘権者は、租地権について鉱区の減少又は分割の出願をしたとき、

しようとするときは、あらかじめ租地権者の承諾を得なければならない。探掘権の上に租地権が存する場合において、探掘権を放棄しようとするときも、同様とする。

(消滅の請求)
第八十一條 探掘権者は、租地権者が租地料を支拂うべき場合において、その支拂を遅滞したときは、三箇月以上の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行しないときは、租地権の消滅を請求することができる。

(放棄)
第八十二條 租地権者は、租地料を支拂うべきときは、六箇月前に予告し、又は期限の到来しない六箇月分の租地料を支拂わなければ、租地権を放棄することができない。但し、天災その他避けることのできない事由によつて、租地権を設定した目的を達することができなくなつたときは、この限りでない。

(取消)
第八十三條 通商産業局長は、租地権者が左の各号の一に該当するときは、租地権を取り消すことができる。

一 第八十六條の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き六箇月以上休業したとき。
二 施業案によらないで鉱業を行つたとき。
三 鉱山保安法第二十三條第一項の場合において、同項の特別探掘計画によらないで鉱物を探掘したとき。

四 第四百二十條の規定による命令に従わなるとき。
五 鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わなるとき。

2 第四十條の規定は、前項第一号から第四号までの規定による租地権の取消に準用する。

(登録)
第八十四條 租地権の設定、変更、存続期間の延長、相続その他の一般承継による移転及び消滅は、鉱業原簿に登録する。

2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

登録に関する規程は、政令で定める。

(登録の効力)
第八十五條 前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、探掘権の減少による租地権の変更又は探掘権の消滅、探掘権の減少、存続期間の満了若しくは混同による租地権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

(事業着手の義務)
第八十六條 租地権者は、租地権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

2 租地権者は、引き続き六箇月以上その事業を休止してはならない。

(準用)
第八十七條 第十七條、第二十條、第二十三條第一項から第四項まで、第二十六條、第四十四條第一項から第四項まで、第五十二條か

ら第五十四條まで、第五十六條、第六十一條、第六十三條第二項から第四項まで、第六十四條、第六十八條及び第七十條の規定は、租地権及び租地権者の鉱業に準用する。

第四章 勧告及び協議
(鉱業権の交換又は売渡)
第八十八條 通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が錯さうとする地域において、鉱業権の交換又は売渡を行わせることによつてその地域の鉱床を経済的且つ能率的に開発し、公共の利益を増進することができることを認めるときは、鉱業権の交換又は売渡については、当該鉱業権者に勧告することができ

(鉱区の増減)
第八十九條 通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の探掘権者が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなればその鉱床の完全な開発ができないときは、探掘権者は、他の探掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致

2 同種の鉱床中に存する鉱物の探掘権者が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなればその鉱床の完全な開発ができないときは、探掘権者は、他の探掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致

第七

するよう、飲区相互の間に飲区の出願をすることについて協議することが出来る。

3 前二項の規定による協議に基づく出願については、第四十五條第三項の規定にかかわらず、第二十二條及び第二十四條から第三十五條までの規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の規定による協議に基づく出願は、当事者が連名でなければならぬ。

(決定の申請)

第九十條 前條第一項又は第二項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

(聴聞)

第九十一條 通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を当該採掘権者並びに当該採掘権者の低当権者及び租飲権者に交付するとともに、当事者の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事業の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事業について、証拠を提示し、意見を述べ、る機会を與えなければならない。

(処分禁止)

第九十二條 第九十條の規定による

決定の申請があつたときは、採掘権者は、その申請を拒否する旨の決定があるまで、第九十九條の規定によつて決定がその効力を失うまで、又は決定に基づき採掘権の変更があるまでは、当該採掘権を譲渡し、又は変更することができない。

(決定)

第九十三條 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、飲区相互の間の飲区の増減の決定をしなければならない。

- 一 当該飲区の所在地
- 二 当該採掘権の登録番号
- 三 採掘権の変更の内容
- 四 対価並びにその支拂の時期及び方法

(決定の方式)

第九十四條 前條の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2 通商産業局長は、前條の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(決定の効果)

第九十五條 第九十三條の決定があつたときは、当事者の間に、飲区相互の間の飲区の増減について協議がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととのつたものとみなされたときは、当事者の一方は、第八十九條第四項の規定にかかわらず、単独で飲区の増減の出願をすることができない。

(飲区の増減と租飲権)

第九十六條 採掘飲区のうち租飲権が設定されている部分について、

第九十三條の決定に基づき飲区の減少の登録があつたときは、租飲権は、飲区の減少により租飲区が減少した限度においては、飲区の増加があつた採掘権の上にも存続するものとする。

2 通商産業局長は、飲区相互の間の飲区の増減について、第九十三條の決定をする場合において、租飲権が二以上の採掘権の上に存続することとなるときは、決定において租飲権者が各採掘権者に対して支拂うべき租飲料の割合を定めなければならない。

(対価の不服の訴)

第九十七條 第九十三條の決定のうち対価について不服のある者は、その決定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2 前項の訴においては、第九十條の規定による決定の申請をした者又は当該採掘権者を被告とする。

(対価の供託)

第九十八條 左に掲げる場合においては、対価を支拂うべき者は、その対価を供託しなければならない。

- 一 対価を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。
- 二 決定のうち対価について不服の訴があつたとき。
- 三 当該採掘権について低当権が存するとき。但し、低当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項第三号の場合においては低当権者は供託金に対しても、その権利を行うことができる。

(決定の失効)

第九十九條 対価を支拂うべき者が第九十三條の決定において定めた対価の支拂の時期までに、その対価の全部の支拂又は供託をしないときは、決定は、その効力を失ふ。

(施業案の変更)

第一百條 通商産業局長は、採掘権者又は租飲権者の施業案を変更しななければならない飲区又は租飲床の完全な開発ができないと認めるときは、採掘権者又は租飲権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができる。

2 通商産業局長は、採掘権者又は租飲権者が前項の規定による勧告を受けた日から六十日以内に施業案を変更しないときは、施業案の変更を命ずることができる。

3 第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

4 通商産業局長は、第一項の規定による勧告又は第二項の規定による命令をするには、飲山保安監督部長に協議しなければならない。

第五章 土地の使用及び収用

(土地の立入)

第一百一條 飲業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、飲業権の設定を受けようとする者、租飲権者となろうとする者、飲業出願人、飲業権者又は租飲業権者は、通商産業局長の許可を受けて、他人の土地に立入り、又は支障となる竹木を伐採することができる。

2 通商産業局長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者並びに竹木の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立入り、又は竹木を伐採するときは、あらかじめ土地の占有者及び竹木の所有者に通知しなければならない。

第一百二條 前條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採しようとする者は、通商産業局長の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第一百三條 第一一條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採した者は、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

(使用の目的)

第一百四條 飲業権者又は、租飲権者は、飲区若しくは、租飲区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。

- 一 坑口又は坑井の開設
- 二 露天掘による飲物の掘採
- 三 飲物の掘採作業のため必要な機械設備の設置
- 四 飲物、土石、坑木、火薬類、燃料、鉱さい又は灰じんの置場又は捨場の設置

- 五 選鉱又は製錬用の施設の設置
六 鉄道、軌道、索道、道路、運河、用排水路、池井又は電気工作物の開設
七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設
八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

(収用の目的)

第五百五條 探掘権者は、鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的に供した結果、その土地の形質を變更し、これを原状に回復することが著しく困難となつた場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代へることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することが出来る。

- 一 坑口又は坑井の開設
二 土石又は鉱さいの捨場の設置
三 選鉱又は製錬用の施設の設置
四 鉄道、軌道、索道、道路又は池井の開設

(許可及び公告)

第六百六條 鉱業権者又は租鉱権者は、前二條の規定により他人の土地を使用し、又は収用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。
2 通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、鉱業権者又は租鉱権者並びに土地の所有者及び土地に關して権利を有する者の出頭を求めて、

公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つこれを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

5 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。
一 土地を使用し、又は収用しようとする者の氏名又は名称及び住所

二 使用又は収用の目的
三 使用し、又は収用しようとする土地の所在地及び区域

(土地収用法の適用)
第六百七條 第四百四條又は第四百五條の規定による土地の使用又は収用に關しては、この法律に別段の定めがある場合を除く外、土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)の規定を適用する。

2 第四百四條又は第四百五條の規定による土地の使用又は収用については、前條第一項又は第五項の規定による許可又は公告があつたときは、土地収用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。

(水の使用)
第六百八條 土地の使用及び収用に關する規定は、水の使用に關する權利を準用する。

第六章 鉱害の賠償

第一節 賠償義務

(賠償義務)

第六百九條 鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廢水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を與えたときは、損害の發生の時に於ける当該鉱区の鉱業権者(当該鉱区に租鉱権が設定されているときは、その租鉱区について、当該租鉱権者が、損害の發生の時既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の時に於ける当該鉱区の鉱業権者(租鉱権が設定されていたときは、その租鉱区については、当該租鉱権者が、その損害を賠償する責任を任ずる。

2 前項の場合において、損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業によつて生じたときは、各該業権者又は租鉱権者は、連帶して損害を賠償する義務を負ふ。損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業のいづれによつて生じたかを知らることができないときも、同様とする。

3 前二項の場合において、損害の發生の後に鉱業権の譲渡があつたときは、損害の發生の時の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の發生の後に租鉱権の設定又は消滅があつたときは、損害の發生の時の鉱業権者又は租鉱権者及び損害の發生の後に租鉱権者となつた者又は租鉱権の消滅後の租鉱権者が、連帶して損害を賠償する義務を負ふ。

4 前三項の規定による賠償については、共同鉱業権者共同租鉱権者(租鉱権を共有する者をいう)の義務は、連帶とする。

(負担部分と償還請求)
第六百十條 前條第二項に規定する連帶債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。

2 前條第三項の場合において、鉱業権を譲り受けた者、損害の發生の後に租鉱権者となつた者又は租鉱権の消滅後の租鉱権者が賠償の義務を履行したときは、損害の發生の時の鉱業権者又は租鉱権者に対し、償還を請求することが出来る。

(賠償)
第六百十一條 損害は、公正且つ適切に賠償されなければならない。
2 損害の賠償は、金銭をもつてする。但し、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することが出来る。

3 賠償義務者の申立があつた場合において、裁判所が適當であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭をもつてする賠償に代えて原状の回復を命ずることが出来る。

(賠償についての基準)
第六百十二條 通商産業局長は、損害の賠償に關する爭議の予防又は解決に資するため、地方鉱害賠償基準協議会に諮問して、損害の賠償の範圍、方法等についての公正且つ適切な一般基準を作成し、こ

れを公表することが出来る。

2 何人も、前項の基準に拘束されるものではない。

(賠償についてのしんしやく)
第六百十三條 損害の發生に關して被害者の責に帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範圍を定めるのについて、これをしんしやくすることが出来る。天災その他の不可抗力が競合したときも同様とする。

(損害賠償の予定)
第六百十四條 損害賠償の額が予定された場合において、その額が著しく不相當であるときは、当事者は、その増減を請求することが出来る。

2 土地又は建物に關する損害について予定された賠償額の支拂は、賠償の目的となる損害の原因及び内容並びに賠償の範圍及び金額について、政令で定めるところにより、登録をしたときは、その後その土地又は建物について權利を取得した者に対して、その効力を生ずる。

(消滅時効)
第六百十五條 損害賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害の發生の時から二十年を経過したときも、同様とする。

2 前項の期間は、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する。

(適用除外)
第六百十六條 この章の規定は、鉱業に従事する者の業務上の負傷、疾

病及び死亡に關しては、適用しない。

第二節 担保の供託

(供託)

第百十七條 石炭又は亜炭を目的とする鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める手続に従い、当該鉱区又は租鉱区に關する損害の賠償を担保するためその前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量に應じて、毎年一定額の金銭を供託しなければならない。

2 前項の規定により供託すべき金銭の額は、前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業局長が毎年鉱区又は租鉱区ごとに定める額とする。

3 通商産業局長は、石炭及び亜炭以外の鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者について、当該鉱区又は租鉱区に關する損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該鉱区又は租鉱区において前年中に掘採した鉱物の価額の百分の一をこえない範囲内において定める額の金銭を供託すべきことを命ずることができる。

4 第一項又は前項の規定により供託すべき金銭は、その金額に相当する国債をもつてこれに代えることができる。

第百十八條 被害者は、損害賠償権に關し、前條の規定により当該鉱区又は租鉱区に關する賠償を担保するため供託された金銭につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の實行に關する手続は、政令で定める。

(取戻し)

第百十九條 鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、左に掲げる場合においては、省令で定める手続に従い、通商産業局長の承認を受けて、供託した金銭を取り戻すことができる。

一 当該鉱区又は租鉱区に關する損害を賠償したとき。

二 鉱業権の消滅又は鉱業権の消滅若しくは鉱区の減少による租鉱権の消滅の後十年を経過しても、損害が生じないとき。

(事業の停止)

第百二十條 通商産業局長は、供託をしなければならぬ者が供託をしないときは、その事業の停止を命ずることができる。

(権利の移轉)

第百二十一條 鉱業権者が鉱業権を譲渡したときは、供託した金銭に對する権利は、それによつて譲受人に移轉する。

2 租鉱権が消滅したときは、鉱業権の消滅又は鉱区の減少による場合を除き、供託した金銭に對する権利は、鉱業権者に移轉する。

第三節 和解の仲介及び調停

(和解の仲介の申立)

第百二十二條 鉱害の賠償に關して爭議が生じたときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長に和解の仲介の申立をすることが出来る。

(仲介員名簿の作成)
第百二十三條 通商産業局長は、毎年仲介員候補者十五人以上を委嘱し、その名簿を作成して置かなければならない。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者並びに鉱業、農業、林業又はその他の産業に關し知識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

(仲介員の指定)

第百二十四條 通商産業局長は、第百二十二條の規定による申立があつたときは、前條第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2 前項の場合において、鉱害が農業、林業又はその他の産業に關するものであるときは、仲介員のうち、少くとも一人は、当該産業に關し知識経験を有するもののうちから、指定されなければならない。

(仲介員の任務)

第百二十五條 仲介員は、爭議の實情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(調停の申立)

第百二十六條 鉱害の賠償に關して爭議が生じたときは、当事者は、損害の発生地を管轄する地方裁判所又は当事者の合意で定める地方裁判所に調停の申立をすることが出来る。

ない。
(却下)
第百二十八條 裁判所は、当事者が不当な目的のみだりに調停の申立をしたと認めるときは、その申立を却下することができる。
(移送)
第百二十九條 調停の申立を受けた裁判所が調停をするに於いて適當であると認めるときは、決定をもつて事件を他の裁判所に移送することができる。管轄権のない裁判所が調停の申立を受けたときも、同様とする。
2 前項の決定に對しては、不服を申し立てることができない。
(職權調停)
第百三十條 鉱害の賠償に關する爭議について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、職權をもつて事件を地方裁判所の調停に付することができる。
(訴訟手続の中止)
第百三十一條 調停の申立を受理した事件について訴訟が係属するときは、又は前條の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、決定をもつて調停の終了の時まで訴訟手続を中止することができる。
2 前項の決定に對しては、不服を申し立てることができない。
(和解の仲介の申立の勧告)
第百三十二條 裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十條の規定により事件が調停に付されたときは、調停の前に当事者に對し、第百二十二條の規定により

通商産業局長に和解の仲介の申立をすべきことを勧告することができる。

(調停委員会)

第百三十三條 裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十條の規定により事件が調停に付されたときは、調停委員会を設けなければならない。但し、爭議の實情にかんがみその必要がないと認めるときは、調停委員会を設けずして調停をすることができる。

2 当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、裁判所は、調停委員会を設けなければならない。

(總代の選任)

第百三十四條 当事者が多数であるときは、その全部又は一部を代表して調停に關する一切の行為を行わせるため、總代を選任することができる。

2 裁判所は、前項の總代がない場合において、必要があると認めるときは、總代の選任を命ずることができる。

3 總代は、当事者のうちから選任しなければならない。

(選任の証明及び解任の届出)

第百三十五條 總代の選任は、書面で証明しなければならない。

2 總代の解任は、裁判所に届け出なければならない。その効力を生じない。

(呼出)

第百三十六條 裁判所は、期日を定めて、当事者又は總代を呼び出さなければならない。
2 前項の規定による呼出を受けた

者は、正当な事由がなければ、出頭を拒むことができない。

(調停参加)

第百三十七條 調停の結果について利害関係がある者(以下この節において「利害関係人」という。)は、裁判所の許可を受けて、調停に参加することができる。

2 裁判所は、利害関係人の参加を求めることができる。

(出頭)

第百三十八條 当事者、總代及び利害関係人は、自ら出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 弁護士でない者が前項の代理人となるには、裁判所の許可を受けなければならない。

3 裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

(意見の聴取)

第百三十九條 裁判所は、関係行政機関その他適当と認める者に対して、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

2 関係行政機関は、裁判所に対して意見を述べることができる。

(手続の非公開)

第百四十條 裁判所における調停手続は、公開しない。但し、裁判所は、適当と認める者の傍聴を許可することができる。

(費用の予約)

第百四十一條 裁判所は、費用を要する行為について、当事者の一方又は双方に、その費用を予約させることができる。

(申立の方式)

第百四十二條 申立その他の申述は、書面又は口頭ですることができ、口頭で申述するときは、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。

2 口頭で申述するときは、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。

(調書)

第百四十三條 裁判所の調停については、裁判所書記官はその調書を作らなければならない。

(調停前の措置)

第百四十四條 裁判所は、調停の前に、調停のため必要と認める措置をすることができる。

(費用の負担)

第百四十五條 裁判所の調停條項中に費用の負担に関する定をしないかつたときは、各当事者は、その支出した費用を自ら負担する。

(調停の効力)

第百四十六條 調停は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停委員会の構成)

第百四十七條 調停委員会は、調停主任一人及び調停委員二人以上をもつて組織する。

(調停主任)

第百四十八條 調停主任は、裁判官のうちから、毎年あらかじめ地方裁判所が指定する。

(調停委員)

第百四十九條 調停委員は、特別の知識経験を有し、公正な調停をするのに適当な者について、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者又は当事者の合意によつて選定された者のうちから、各事件について調停主任が指定する。

(調停委員会の開催場所)

第百五十條 調停主任は、争議の実情にかんがみ適当であると認める場所、調停委員会を開かなければならない。

(調停主任の指揮権)

第百五十一條 調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。

(決議)

第百五十二條 調停委員会の決議は、調停委員の過半数の意見による。可否同数のときは、調停主任が決するところによる。

(評議の秘密)

第百五十三條 調停委員会の評議は、秘密とする。

(準用)

第百五十四條 第百三十四條から第百四十五條までの規定は、調停委員会における調停手続に準用する。

(証拠調)

第百五十五條 調停委員会は、当事者、總代又は利害関係人の陳述を聞き、且つ、必要があると認めるときは、証拠調をすることができる。

2 調停委員会は、調停主任に証拠調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所にこれを囑託することができる。

3 証拠調については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)を準用する。

4 証人及び鑑定人の受ける旅費、日当及び宿泊料については、民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)を準用する。

(調停をしない場合)

第百五十六條 調停委員会は、第百二十八條に規定する事由があると認めるときは、調停をしないことができる。

(調停の認可)

第百五十七條 調停が成立したときは、裁判所は、調停主任の報告を聞き、調停の認可について決定をしなければならない。

2 調停認可の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3 調停不認可の決定に対しては、当事者又は總代は、民事訴訟法の規定に従い、即時抗告をすることができる。

第百五十八條 裁判所は、調停が著しく公正でないとき認めるときでなければ、調停不認可の決定をすることができる。

(調停委員会の調停の効力)

第百五十九條 調停委員会を開いた場合には、調停は、認可の決定があつたときに限り、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(手数料)

第百六十條 調停の申立をするには、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、調停を求め事項の価額千円につき二十円をこえない範囲内において政令で定める額とする。

(記録の閲覧等)

第百六十一條 当事者又は利害関係人は、政令で定める手数料を納付して、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書の付與を裁判所書記官に求めることができる。

但し、当事者が事件の係属中に記録の閲覧又は謄写をするときは、手数料を納付することを要しない。

(旅費、日当及び宿泊料)

第百六十二條 調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 前項の旅費、日当及び宿泊料の額は、政令で定める。

(仲裁判断)

第百六十三條 調停委員会は、当事者の合意があるときは、損害の賠償に関する争議について民事訴訟法による仲裁判断をすることができる。

(準用)

第百六十四條 第百六十條から第百六十二條までの規定は、前條の規定による仲裁に準用する。

(設置)

第百六十五條 通商産業局に、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

(所掌事務)

第百六十六條 地方鉱害賠償基準協議会は、通商産業局長の諮問に依つて、第百六十二條第一項の基準に関し調査審議する。

(組織)

第百六十七條 地方鉱害賠償基準協議会は、委員長及び委員十二人以上をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、関係行政機関の職員のうちから、通商産業局

長が任命する。

(勤務)

第百六十八條 委員長及び委員は、非常勤とする。

(委員長)

第百六十九條 委員長は、地方鉱害賠償基準協議会の会務を総理する。

(議事の手続等)

第百七十條 この法律に定めるものの外、議事の手続その他地方鉱害賠償基準協議会の運営に關し必要な事項は、通商産業局長が定める。

第七章 異議の申立

(異議の申立)

第百七十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、第百八十七條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。

2 異議の申立は、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出して、行わなければならない。

3 正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができる。

(却下)

第百七十二條 通商産業大臣は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を申立人に交付しなければならない。

(異議の申立と処分の執行)

第百七十三條 異議の申立は、処分の執行を停止しない。但し、通商産業大臣は、処分の執行により生ずることのある償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

2 通商産業大臣は、前項但書の規定による決定をしたときは、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び通商産業局長にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(申立書の副本の送付等)

第百七十四條 通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第百七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立書の副本を処分を行った通商産業局長に送付しなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定による申立書の副本の送付を受けた日から十日以内に、弁明書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(聴聞の開始)

第百七十五條 通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第百七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立を受理した日から三十日以内に、聴聞を開始しなければならない。

第百七十六條 通商産業大臣は、聴聞の期日及び場所を定め、異議の申立をした者及び処分を行った通商産業局長に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(参加)

第百七十七條 異議の申立をした者の外、聴聞に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、通商産業大臣に、利害関係人として参加する旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第百七十八條 聴聞に際しては、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び前條の規定により参加した者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(決定)

第百七十九條 通商産業大臣は、聴聞の結果及び第百七十四條第二項の弁明書に基づき事案の決定を行う。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を異議の申立をした者、当該処分の相手方及び第百七十七條の規定により参加した者並びに処分を行った通商産業局長に送付するとともに、決定の要旨を公示しなければならない。

(手続)

第百八十條 この章に定めるものの外、異議の申立に關する手続は、省令で定める。

第八章 補則

(手数料)

第百八十一條 別表上欄に掲げる者は、それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(修正又は補充)

第百八十二條 通商産業局長は、鉱業に關する出願、申請及び届出の書面並びに図面が完備していないときは、相當の期限を附してその修正又は補充を命ずることができる。

(立会通知)

第百八十三條 通商産業局長は、鉱業権若しくは租鉱権の設定若しくは変更に關する出願若しくは申請又は鉱区若しくは租鉱区については、調査に從事する職員、調査事項、立会場所及び調査日時を指定し、鉱業出願人、租鉱権者とならうとする者、鉱業権者又は租

鉱権者に立会を命ずることができる。若し調査日時を指定することができないときは、予定期日を定める。

め、確定日時は、調査に從事する職員の指定によることを命じなければならない。

(却下)

第百八十四條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、鉱業権の設定又は変更に關する出願を却下しなければならない。

一 第二十五條第二項の規定による命令を受けた場合において、同項の規定により指定した期限までに同項の書面を提出しないとき。

二 第二十六條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに同條の設計書を提出しないとき。

三 第百八十二條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により規定した期限までに修正又は補充をしないとき。

四 前條の規定による命令を受けた場合において、実地調査に際し出願の区域を明示することができず、又は同條の規定により指定した日時に立会をしないとき。

(不許可等の理由)

第百八十五條 鉱業権又は租鉱権の設定又は変更の出願又は申請を許可せず、又は認可しない旨の通知には、その理由を附さなければならない。

(鉱区等の調査)

第百八十六條 隣接する鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者その他の利害関係人は、他人の鉱区又

は租銀区について、通商産業局長に、その実地調査を依頼すること
ができる。

2 前項の実地調査を依頼しようとする者は、省令で定める手続に従い、申請書に理由書を添えて提出しなければならない。

3 第一項の実地調査を依頼しようとする者は、調査に要する人夫及び物品を提供しなければならない。

(裁定の申請)

第百八十三條 第十九條第五項の許可若しくはその拒否、第二十一條

第一項(第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。の許可、第三十五條(第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。に規定する場合を含む。以下同じ。に規定する場合に該当することを理由とする不許可、第五十三條(第八十七條に

おいて準用する場合を含む。の規定による租銀区若しくは租銀額の減少の処分若しくは租銀権若しくは租銀権の取消、第六十六條第一項の許可若しくはその拒否又は第七十七條第一項の規定により適用される土地收用法の規定による土地の使用若しくは収用に關する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地

調整委員會の裁定を申請することができる。但し、第二十一條第一項の規定に違反することを理由とする場合に限る。

2 前項の規定により土地調整委員會の裁定を申請することができる事項については、土地收用法第八十一條第一項の規定による訴願を

提起することができない。

(公示)

第百八十八條 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の

規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

(揭示)

第百八十九條 通商産業局長は、第二十一條第一項の許可の通知、第

二十五條第一項の規定による通知又は第百八十二條若しくは第八十三條の規定による命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、鉱業出願人若しくは鉱業権者にあつては願書若しくは鉱業原簿に記載された住所の所在地、土地の所有者にあつては探掘出願地の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるものの揭示場に、その通知又は命令の内容を揭示するとともに、その揭示をした旨及びその要旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、揭示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

(報告及び検査)
第百九十條 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租銀権者からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九章 罰則

第百九十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條の規定に違反した者
二 詐偽その他不正の行為により第二十一條第一項の許可を受けた者

2 過失により租銀区外又は租銀区外に侵掘した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第百九十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六十三條第四項(第八十七條において準用する場合を含む。の規定に違反した者
二 第六十四條(第八十七條において準用する場合を含む。の規定に違反して鉱物を掘採した者
三 第百條第二項の規定による命令に違反した者

四 第百二十條の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者

第百九十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六十九條又は第七十條(第八十七條において準用する場合を含む。の規定に違反した者

二 第百二條の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを呈示しなかつた者

三 第百九十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第百九十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百九十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があるときは、この限りでない。

別表

納付しなければならない者	金 額
一 第十八條第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき 二千元
二 第十九條第二項の規定により探掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき 四千元
三 第二十一條第一項の規定により鉱業権の設定の出願をする者	一件につき 三千円
四 第三十六條第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者	一件につき 五千円
五 第四十二條の規定により鉱業出願人の地	一件につき 二千元 一件につき 五百円 一件につき 三千円 一件につき 七百元

あつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第百九十五條 第百三十六條(第百五十四條において準用する場合を含む。の規定による裁判所又は調停委員會の呼出を受けた者が、正当な事由がないのに出頭しないときは、調停事件の係属する裁判所は、三千元以下の過料に処することができる。

附 則
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。
2 左に掲げる法律は、廃止する。
鉱業法(明治三十八年法律第四十五号)
砂鉄法(明治四十二年法律第十三号)

位の承継の届出をする者	一件につき 百五十円
試験権の設定	一件につき 二百円
探掘権の設定	一件につき 二百円
六 第四十五條第一項の規定により鉱区の増減の出願をする者	一件につき 二千八百円
試験鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき 七百円
試験鉱区の減少	一件につき 四千五百円
探掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき 千円
探掘鉱区の減少	一件につき 千円
七 第五十條第一項又は第二項の規定により探掘鉱区の分割又は合併の出願をする者	一件につき 四千円
八 第六十六條第四項の規定により決定の申請をする者	一件につき 千円
九 第六十七條の規定による届出をする者	一件につき 六百円
十 第七十六條第四項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき 二千円
十一 第七十七條第一項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者	一件につき 三千円
十二 第七十八條第一項の規定により租鉱区の増減の申請をする者	一件につき 三千円
租鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき 二千円
租鉱区の減少	一件につき 四百円
十三 第九十條の規定により決定の申請をする者	一件につき 三千円
十四 第九十一條第一項の規定により土地の立入又は竹木の伐採の許可の申請をする者	一件につき 千円
十五 第九十六條第一項の規定により土地の使用又は收用の許可の申請をする者	一件につき 三千円
十六 第九十八條第一項の規定により突地調査を依頼する者	一件につき 千円

探石法案	第四章
探石法	土地の使用(第三十四條—第三十六條)
目次	第五章
第一章 總則(第一條—第三條)	異議の申立及び裁定の申請(第三十七條—第三十八條)
第二章 探石権(第四條—第三十一條)	第六章
第三章 探石業(第三十二條—第三十三條)	補則(第三十九條—第四十一條)
	第七章
	罰則(第四十二條—第四十四條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、探石権の制度を創設し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによつて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝綠岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ペントナイト、酸性白土けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいう。

(行為の効力)

第三條 この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、探石権者、岩石の採取の事業(以下「探石業」という。)を行う者(以下「探石業者」という。)又は土地の所有者その他の土地に關して權利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章 探石権

(内容及び性質)

第四條 探石権者は、設定行為をもつて定めるところに従ひ、他人の土地において岩石を採取する權利を有する。

2 探石権は、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限り、これらの權利の目的となつてゐる土地にも、設定することが出来る。但し、地上権者又は永小作権者の承諾を得なければならぬ。

3 探石権は、物權とし、地上権に關する規定を準用する。

(存続期間)

第五條 探石権の存続期間は、設定行為をもつて定めるところを要する。

2 前項の存続期間は、二十年以内とする。若し二十年より長い期間をもつて探石権を設定したときは、その存続期間は、二十年に短縮する。

第六條 前條の期間は、更新することが出来る。但し、更新の時から二十年をこえることができない。

(探石料の増減)

第七條 探石料が岩石の価格の変動又は土地に対する租税その他の公課の増減によつて著しく不相当となつたときは、当事者は、將來に向つてその増減を請求することが出来る。

(土地の返還)

第八條 探石権者は、探石権が消滅したときは、その土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地を返還しなければならない。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百八十八條第二項(有益費の償還)の規定は、前項の場合に準用する。

(協議)

第九條 探石権の設定を受けようとする者又は探石権を譲り受けようとする者は、探石権の設定又は譲受について、省令で定める手続に従ひ、通商産業局長の許可を受け、土地の所有者及び土地に關して第三者に対抗することが出来る権利を有する者(以下「權利者」という。)又は探石権者に対し協議することが出来る。

2 探石権の消滅後一年以内は、探石権者であつた者は、その探石権が設定されてゐた土地について前項の許可を申請することが出来ない。

(許可の基準)

第十條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、前條第一項の許可をしてはならない。

一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい、排水施設、公園、墓地、學校、病院、圖書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建築物の敷地であるとき。

二 他にその土地において探石業を行つてゐる者があるとき。

2 通商産業局長は、前條第一項の許可をする場合においてその土地が保安林であるときは、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならない。

(許可の通知)

第十一條 通商産業局長は、第九條第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を土地の所有者及び權利者その他の土地に關して權利を有する者又は探石権者に通知しなければならない。

(決定の申請)

第十二條 探石権の設定を受けようとする者又は探石権を譲り受けようとする者は、第九條第一項の規

定による協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

(申請書の副本の交付等)

第十三条 通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を土地の所有者及び権利者又は採石権者に交付し、且つ、申請の要旨を土地に關して権利を有する者で権利者以外の者に通知しなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定により申請書の副本を交付したときは、直ちに次條第一項又は第二項の規定による処分制限の登記を願託しなければならない。

(処分制限)

第十四条 土地の所有者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條若しくは次條第一項の決定若しくは第三十八條第一項の決定がその効力を失うまで、又は第十二條若しくは次條第一項の決定に基づく採石権の設定若しくは土地の所有権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、その土地に新たな権利を設定することができない。

2 採石権者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるま

で、第二十六條第一項の規定により第十二條の決定がその効力を失うまで、又は同條の決定に基づく採石権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、採石権を変更し、又は消滅させることができない。

3 第十二條の規定による決定の申請をした者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付があつた後において事業を廃止し、又は変更したときは、その事業の廃止又は変更によつて土地の所有者又は採石権者が受けた損失を補償しなければならない。

(買取)

第十五条 土地の所有者は、採石権が設定されることによつてその土地を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、採石権を設定すべき旨を定める決定をする場合において、これに代えてその土地を買い取るべき旨を定める決定をすべきことを申請することができる。土地の一部を買い取るによつて残地を従来用いていた目的に供することができなくなる場合において、その残地についても同様とする。

2 権利者は、権利が変更されることによつて変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、決定において権利を変更すべき旨を定める場合においては、これとともにその変更後の権利を買い取るべき旨を定めるべきことを申請することができる。

3 通商産業局長は、前二項の規定による申請があつたときは、その旨を採石権の設定を受けようとする者に通知しなければならない。

(決定の基準)

第十六条 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしてはならない。

一 第十條第一項各号に掲げる場合

二 その土地における岩石の採取が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとき。

三 その土地における岩石の採取が経済的に価値がないとき。

四 その土地における岩石の採取が他人の採石業を妨害するるとき。

2 通商産業局長は、採石権を設定すべき旨を定める決定をしようとする場合において、前條第一項の規定による申請があり、且つ、その土地を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、その土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

3 通商産業局長は、決定において権利者の権利を変更すべき旨を定めようとする場合において、前條第二項の規定による申請があり、且つ、変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、決定におい

てその変更後の権利を買い取るべき旨を定めなければならない。

4 通商産業局長は、左に掲げる場合でなければ、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしてはならない。

一 採石権者が天災その他避けることができない事由がないのに引き続き二年以上採石業を休止しているとき。

二 採石権者が現に採石業を行つておらず、且つ、六箇月以内に採石業に着手する見込がないとき。

(聴聞)

第十七条 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者又は採石権者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事業の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当時者に対し、当該事業について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(土地調整委員会の承認)

第十八条 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。

地調整委員会の承認を得なければならない。

(法定事項)

第十九条 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしなければならない。

一 採石権を設定すべき土地の区域

二 採石権の設定の時期

三 採石権の存続期間

四 採石料並びにその支拂の時期及び方法

五 変更し、又は消滅させるべき権利者の権利及び変更すべき権利者の権利については、その範圍

六 変更後の権利を買い取るべき旨を定めるときは、その買い取るべき変更後の権利、買取の時期、対価並びにその支拂の時期及び方法

七 土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

2 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

一 買い取るべき土地の区域

二 土地の買取の時期

三 対価及び権利者その他土地に關して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

四 前項第五号及び第六号に掲げる事項

3 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならぬ。

一 譲り渡すべき採石権の目的となつてゐる土地の所在地及びその範囲

二 採石権の譲渡の時期

三 対価並びにその支拂の時期及び方法

(決定の方法)

第二十條 第十二條又は第十五條第一項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由、を附さなければならぬ。

2 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者又は採石権者に交付しなければならぬ。

(決定の効果)

第二十一條 第十二條又は第十五條第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、採石権の設定を受けようとする者と土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者との間に採石権の設定、土地の買取又は権利者の権利の変更、消滅若しくは買取について、採石権を譲り受けようとする者と採石権者との間に採石権の譲受について、それぞれ協議がととのつたものとみなす。

(許可の失効)

第二十二條 第九條第一項の規定による協議をすることができず、又

は協議がととのわぬ場合において、同項の許可の後六箇月以内に第十二條の規定による決定の申請がなかつたときは、許可は、その効力を失ふ。

(補償金)

第二十三條 第十九條第一項第七号又は第二項第三号の補償金の額は、左に掲げる損失又は費用に相當するものでなければならぬ。

一 採石権が設定されることによつて土地の所有者が通常受けるべき損失(採石料として支拂われる分を除く。)

二 権利者の権利が変更され、又は消滅せられることによつて権利者が通常受けるべき損失

三 採石権が設定され、又は土地が買入れられることによつて権利者その他土地に關して権利を有する者が通常受けるべき損失

四 採石権が設定され、土地が買入れられ、又は権利者の権利が変更されることによつて残地又は変更後の権利の価格が減少し、その他残地又は変更後の権利に關して生ずべき損失

五 採石権が設定され、土地が買入れられ、又は権利者の権利が変更されることによつて必要となる通路、みぞ、さくその他の工作物の新築、改築、増築又は修繕の費用

(担保の提供)

第二十四條 第十二條の規定に基づき採石権の設定を受けた者が定期に、又は分割して採石料を支拂うべきときは、土地の所有者は、採石権者となつた者に対し、採石料

について相當の担保を提供すべきことを請求することができる。この場合においては、採石権者となつた者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3 前項の決定があつたときは、採石権者となつた者の承諾があつたものとみなす。

4 第十三條第一項、第十七條及び第二十條の規定は、第二項の決定に準用する。

(供託)

第二十五條 第十二條又は第十五條第一項の決定において権利者の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めた場合において、その権利について先取特権、質権又は抵当権が存するときは、補償金を支拂うべき者は、その補償金を供託しなければならない。但し、先取特権者、質権者又は抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、先取特権者、質権者又は抵当権者は、供託金に対して、その権利を行うことができる。

(決定等の失効)

第二十六條 採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者が支拂の時期までに採石料(採石料を定期に、又は分割して支拂うべきときは、その最初に支拂うべき分)補償金又は対

価の支拂をしないときは、第九條第一項の許可及び同項の規定による協議、第十二條若しくは第十五條第一項の決定又は第三十八條第一項の決定は、その効力を失ふ。

2 前項の規定は、土地の所有者若しくは権利者その他土地に關して権利を有する者又は採石権者が損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

(処分制限の登記のまつ消)

第二十七條 通商産業局長は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定をしたとき、前項第一項の規定により第十二條若しくは第十五條第一項の決定若しくは第三十八條第一項の決定がその効力を失つた場合において、土地の所有者若しくは採石権者の申請があつたとき、又は第十九條第一項第二号の採石権の設定の時期、同條第二項第二号の土地の買取の時期若しくは同條第三項第二号の採石権の譲渡の時期が到来したときは、第十三條第二項の処分制限の登記のまつ消を囑託しなければならない。

(存続期間の更新の決定)

第二十八條 採石権者は、土地の所有者と採石権の存続期間の更新に關して協議することができず、又は協議がととのわぬときは、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内

に、通商産業局長の決定を申請することができる。

第二十九條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める

決定をしてはならない。

一 採石権者が採石料を支拂うべき場合において、その支拂を怠つてゐるとき。

二 採石権者が引き続き二年以上採石業を休止したとき。

三 第十六條第一項各号に掲げる場合

2 通商産業局長は、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定においては、更新後の存続期間を定めなければならない。

(準用)

第三十條 第十三條第一項、第十五條第一項及び第三項、第十六條第二項、第十七條、第十八條、第十九條第二項、第二十條、第二十一條、第二十四條並びに第二十六條の規定は、第二十八條の決定に準用する。

(決定に基づく登記)

第三十一條 第十二條の規定による採石権の設定若しくは移転、第十五條第一項の決定による土地の所有権の移転又は第二十八條の決定による採石権の存続期間の更新の登記は、登記権利者だけで申請することができる。

2 第十二條又は第十五條第一項の決定において、土地に關する所有権以外の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めたときは、当該権利の変更の登記又は当該権利に關する登記のまつ消は、採石権の設定を受けた者又は土地を買入れた者からも、申請することができる。

3 前二項の規定による申請書には、補償金(採石権の設定の登記

については、補償金及び最初に支拂うべき採石料の受取証又は供託受領証を添附しなければならぬ。但し、採石権の存続期間の更新の登記の申請については、この限りでない。

4 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第百三條第二項及び第百三條ノ二(土地の收用の場合の登記)の規定は、第一項及び第二項の登記に準用する。

5 不動産登記法第五十六條第一項及び第百四十六條第一項(利害関係人の承諾書等)の規定は、第二項の登記については、適用しない。

第三章 採石業

(届出)

第三十二條 採石業者は、採石業に着手したときは、遅滞なく、その採取場の位置及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

2 採石業者は、採石業を休止し、開始し、又は廃止したときは、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

(公益の保護)

第三十三條 通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘さく又は廢石のたい積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に対し、その防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 通商産業局長は、前項の規定に

よる命令をしようとするときは、あらかじめ当該採石業者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該採石業者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、採石業者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

第四章 土地の使用

(使用の目的)

第三十四條 採石業者は、岩石の採取を行う土地又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを利用することができ、但し、第二号に掲げる目的のため利用する場合においては、その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港灣、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地、建築物の敷地、農地又は保安林でないことに限る。

一 鉄道、軌道、索道、道路その他岩石の運搬用の施設の開設
二 廢石の捨場の設置

(許可及び公告)

第三十五條 採石業者は、前條の規

定により他人の土地を使用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、採石業者並びに土地の所有者及び土地に関して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

5 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 土地を使用しようとする者の氏名又は名称及び住所

二 使用の目的

三 使用しようとする土地の所在地及び区域

(土地收用法の適用)

第三十六條 第三十四條の規定による土地の使用に関しては、この法律に別段の定めがある場合を除く外、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)の規定を適用する。

2 第三十四條の規定による土地の使用については、前條第一項又は第五項の規定による許可又は公告

があつたときは、土地收用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。

第五章 異議の申立及び裁定の申請

(異議の申立)

第三十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分に対する不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができ、但し、次條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第

号)第七章(異議の申立)の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

(裁定の申請)

第三十八條 第十二條の決定(採石権の譲受に係るものを除く)、第

十五條第一項(第三十條において準用する場合を含む。)の決定、第二十八條の決定、第三十五條第一項の許可若しくはその拒否又は第三十六條第一項の規定により適用される土地收用法の規定による土地の使用に関する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。

2 前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、土地收用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができない。

第六章 補則

(手数料)

第三十九條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

納付しなければならない者		金額
一 第九條第一項の規定による許可の申請をする者	一件につき	三千円
二 第十二條の規定による決定の申請をする者	一件につき	三千円
三 第二十八條の規定による決定の申請をする者	一件につき	三千円
四 第三十五條第一項の規定による土地の使用の許可の申請をする者	一件につき	三千円

(公示)

第四十條 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

(報告及び検査)

第四十一條 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその採取場若

しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第四十二條 第三十三條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十一條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人につ

いては、この限りでない。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六号中「又ハ賃借権を、賃借権又ハ探石権に改める。

3 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第一條に左の一を加える。

九 探石権
第二百二十七條ノ二を第二百二十七條ノ三とし、第二百二十七條ノ二として次の一條を加える。

第二百二十七條ノ二 探石権ノ設定又ハ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ探石権設定ノ範圍及び其存続期間ヲ記載シ若シ登記原因ニ探石権ノ内容、探石料及び其支拂ノ時期ノアルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

○横尾國壽大憲 今回提出いたしました鉱業法案並びに探石法案の提出理由を申し上げます。

鉱業法は、鉱業を規律する基本法で、現行鉱業法は、明治三十八年制定で、その後十数回の改正を経て今日に至つたのでございます。時代の進歩、経済の発達及び関係法律の改廃によりまして、現行鉱業法は広汎な修正を必要とするに至つたのでござい

ます。政府といたしましては昭和二十一年から現行鉱業法の改正準備に着手し、

昭和二十二年に、当時の商工省に学界、業界その他の関係者を委員とする鉱業法令改正委員会を設けまして、鉱業法の改正についての意見を諮問し、昭和二十四年三月にその答申を得、またその目的のために、アメリカから来朝されたアメリカ鉱業法の専門家の助言をもちまして、この法律案を立案した次第であります。

今回提出いたしました鉱業法案は、鉱物資源を合理的に開発することによつて、公共の福祉の増進に寄與するといふ根本目的においてはもちろん、鉱業権を中心とする法律の基本的な構成におきましても、現行鉱業法と根本的な相違はないのであります。が、鉱物資源を一層合理的に開発し、鉱業と一般公益及び他産業との調整をはかり、かつ、法律の運用を慎重にして、国民の権利の保護に遺憾のないようにすることを目ざして立案いたしました結果、現行鉱業法の單なる改正でなく、現行鉱業法にかゝる新たな鉱業法の制定を提案いたすこととなつたのであります。

この法律案が現行鉱業法と異なつてゐる主要な点を申し上げますと、その第一は、鉱業法上の鉱物に石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石及び耐火粘土並びに在来砂鉱法の適用を受けました砂鉱を追加したことであり、石灰石以下七種の鉱物は、わが国の重要な地下資源であり、将来ますますその需要の増加が予想されますので、この際これらの鉱物を鉱業法上の鉱物とし、法律の保護、監督のもとに、その合理的な開発をはかりうとするものであります。また砂鉱は、従来砂鉱法の適用を受けておりました

が、砂鉱法はその内容において鉱業法とほとんど同様でありまして、今後特に別の法律にする必要が認められま

せんので、砂鉱法を廃止して、鉱業法に統合することとしたものであります。

第二は、鉱業権の存続期間等に関するものであります。現行鉱業法では、試掘権は四箇年、探掘権は無期限となつておりましたが、この法律案におきましては、試掘権は元來が鉱物の存否及び探掘の価値があるかどうかを確認する作業を行うための権利でありますので、その存続期間を二箇年とし、さらに試掘を継続する必要がある場合には、一回限り二箇年の延長を認めることとして、探掘に適する場合は、すみやかに探掘権に移行させることとしたのであります。探掘権につきましても、一つの鉱区の開発は、一定の期間で終了するものでありますから、一応その存続期間を三十箇年とし、その後探掘の価値がある場合には、存続期間を更新できることとしたのであります。また鉱業権者の鉱業実施の義務を明確にし、やむを得ない事情で鉱業を実施しない場合は、あらかじめ認可を受けさせることとしたのであります。

第三は、租鉱権に関するものであります。現行鉱業法におきましては、鉱業権者でなければ鉱業を行うことができないことになつております。しかし旧重要鉱物増産法及び旧石灰炭鉱業法等臨時措置法におきましては、鉱物の増産をはかるため、許可または決定に基づいて鉱業権に使用権を設定し、鉱業権者以外の者が鉱物を探掘することを認めたのであります。これは臨時的な増産の必要のために認められた制度であ

つて、必ずしもそのまま基本法たる鉱業法に取入れるべきものではないのであります。が、現実においては、鉱業権者がその鉱区の一部で他人に残餘の収取等を行はせることが、鉱物の経済的な開発利用のために適切な場合があるりますので、そのような場合に限りて、当事者の合意により租鉱権を設定して、租鉱権者が鉱業を行うことを認めることにしたのであります。

第四は、鉱業に関する勧告または協議に関するものであります。旧重要鉱物増産法及び石灰炭鉱業法等臨時措置法には、隣接鉱区相互間の増減、鉱業権の交換譲渡、事業設備の譲渡等について、広汎に国が関與する規定があつたのであります。が、この法律案におきましては、鉱床の完全な開発のため、やむを得ない必要がある場合には、通商産業局長は、隣接する鉱区相互間の増減について勧告をし、当事者の申立があつたときは、当事者間の協議にかゝる決定をすることを認め、鉱区が密集し、錯綜する地域における鉱業権の交換譲渡については、通商産業局長に交換譲渡についての勧告をすることだけを認めたのであります。また現行鉱業法では、通商産業局長は、理由を示して鉱業案の変更を命ずることができることになつておりますが、この法律案では、通商産業局長は、鉱床の完全な開発のため、やむを得ない必要があるときは、まず施策の変更を勧告し、勧告が聞かれなかつた場合に初めて変更を命ずることとしたのであります。

第五は、土地の使用及び収用に関するものであります。現行鉱業法では、鉱業権者に他人の土地を使用する権利

が、砂鉱法はその内容において鉱業法とほとんど同様でありまして、今後特に別の法律にする必要が認められま

を認め、土地の所有者の請求があつたときに限つて、その土地を収用することになつておりますが、鉱業上の土地の使用には、恒久的でかつ土地の形質を變更してしまふ場合が多く、この場合にいつまでも使用の状態を続けることは、現状に適しないので、特定の鉱業上の目的に他人の土地を利用し、その土地の形質を變更し、しかもその土地を將來長く鉱業上の目的に供さなければならぬときは、その土地を収用できることとしたのであります。なお従来は鉱業のための土地の使用及び収用については、すべて鉱業法に規定をされておりましたが、この法律案では若干の特別の定めをするほか、すべて土地収用法の規定によることとしたのであります。

第六は、鉱害の賠償に関するものであります。鉱業を行う者が、鉱害について特別な賠償義務を負う場合、及びその賠償義務を負う場合、及びその賠償を金銭または原状回復によつて行うものとする点においては、この法律案も現行鉱業法と同様であります。従来から土地及び建物について被害の発生を予想して、損害の賠償をした後に、その土地または建物が第三者に譲渡された場合の賠償の対抗力について問題があり、時として二重の賠償をする結果となるような場合がありましたので、土地または建物に関する損害については、予定された賠償額の支拂いは、政令で定めるところにより、登録をしたときは、その後その土地または建物について権利を取得した者に対して、予定賠償の効力を明確にするとともに、登録によつてそれを公示し、第三者が

不測の損害を受けまいとしたのであります。また鉱害の賠償を公正適切なに行う資料とするため、通商産業局長は、地方鉱害賠償基準協議会に諮問した上で、鉱害の賠償の方法、範囲等に関する基準を作成して公表することができるとし、さらに現実に鉱害の賠償について争いが生じたときは、裁判所の調停の前に、一般公益を代表し、または各産業について知識経験のある者のうちから、通商産業局長が指定する仲介員の和解の仲介を受けることができることとしたのであります。

第七は、通商産業局長の権限の行使に関するものであります。この点につきましては、通商産業局長が、この法律案に基く重要な処分を行う際には、あらかじめ関係者に対し、公開による聴聞を行うこととして、処分を公正適切にすることをほかつてゐるのであります。

第八は、土地調整委員会による鉱区禁止地域の指定及び通商産業局長等の処分に対する裁定の申請の制度に関するものであります。鉱区禁止地域の指定と申しますのは、一定の土地で鉱物を掘採することが、一般公益または農業、林業もしくはその他の産業と対比して適當でないことを認めるときは、土地調整委員会が鉱物を指定して、その土地に鉱業権の設定を禁止する制度であります。また裁定の申請と申しますのは、鉱業に関する出願、土地の使用または収用に関する申請等に対する処分について、その処分が公益上または農業、林業もしくはその他の産業に対する関係から、不當であるという点で、不服のある者に、土地調整委員会の裁定を申請して、その処分の取消しまたは

は變更を求める道を開いた制度でありまして、ともに鉱業とそれ以外の土地の利用との調整を、公正な第三者の立場で決定しようとする制度であります。

以上述べました点が、この法律案が現行鉱業法と異なる主要な点で、その他の点につきましては、大体において現行法の原則をそのまま認めてゐるのであります。

なお、この法律案の施行に伴う経過措置及び関係法律の改正につきましては、別に鉱業法施行法を提出することにしたのであります。

以上この法律案が現行法と異なる点を明らかにしつつ、この法律案の提案の理由を御説明いたしました。これをもちつて今後のわが国の鉱物資源開発のための基本的制度とし、鉱物資源を合理的に開発することによつて、公共の福祉の増進に寄與しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、可決されんことをお願いする次第であります。次にただいま議題となりました採石法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

言うまでもなく、鉱物、岩石等の地下資源は、一国経済の重要な基礎をなすものであり、しかも人工的に再生産することのできないものであります。この中で、諸外国においても、その国の実情に応じて、これらの掘採取得について特別の法律を制定し、その合理的開発をはかつてゐるのであります。

わが国におきましては、重要な鉱物につきましても、鉱業法が適用され、それらの鉱物は、土地の所有者の権限内容から除外され、出願に基いて設定

される鉱業権によらなければ掘採できないこととするともに、鉱業の目的に必要な土地の使用権等を認めることによつて、土地の所有者と個々に契約を結ばなくても、鉱物の掘採ができることにしてゐるのであります。しかるに岩石及び鉱業法の適用を受けない鉱物につきましても、従来その採取に関して特別の法律の規定がなかつたため、その採取を行おうとする者は、みづから土地を所有している場合のほかは、土地の所有者との債権契約によるか、あるいは土地を買収しなければならなかつたのであります。その結果土地の所有者と契約を結ぶことができないか、あるいは土地の買取りについて承諾を得られない場合は、岩石等の採取を行うことができず、有用なる資源の開発を阻害することが往々あつたのであります。

さらに債券契約による場合は、土地の転売によつて採取の権利を失つたり、または契約期間の満了に際して、その更新を拒絶されたり、不当な代償の支拂いを要求されたりいたしましたので、採取を継続することができなくなると、危険がありますので、これらの事業者は、安心して事業の設備に資本を投下して、岩石等の合理的な開発を行うことができない現状にあるのであります。しかし岩石及び鉱業法の適用を受けない重要な地下資源であり、建築事業用、工業用等各方面に重要な用途を有するものであります。これらの有効なる開発の可否は、わが国経済の復興の影響するところをわけて大なるものであります。

以上申し上げました理由に基きまして、この法律案におきましては、その採取につき特別の法律の制定を必要とするこれら岩石及び鉱物を、第二條におつて「岩石」とよび、またこれらの採取事業を「採石業」ということとしたとして、本法の適用を受けることとし、採石業者の権利の安定を期し、岩石資源の有効な開発をはかつてゐるのであります。

しかば、この法律案においては、いかなる方法によつて採石業者の権利の安定をはかつてゐるか申しますと、鉱業法においてその適用を受ける鉱物につきましては、それらの鉱物は土地の所有者の範囲外のものとしてゐるのであります。この法律案にいう岩石につきましても、明治以来のわが国の鉱業立法の沿革や、一般の社会的な觀念に従つて、土地の所有者の支配下にあるものとしてゐるのであります。しかしその掘採に関する権利を確立するため、新しく採石権という土地に関する物権を創設したのであります。これによつて、他人の土地で岩石の採取を行おうとする者は、土地を買収しなくてはならず、採石権という確実な権利によつて岩石の採取をすることができることとなるのであります。

なお採石権は、個人間の任意の契約によつて設定されるのが原則であります。岩石の採取を行うことが適當な土地に於いて、土地の所有者等が、採石権の設定に同意しないときは、岩石の採取を行おうとする者は、通商産業局長に申請し、その決定によつて採石権の設定を受けることができることとしてゐるのであります。しかしその土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港灣、河川、湖、沼、池、橋、堤防、

ダム灌漑排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館等の公共施設敷地であつたは用地であるとき、建物の敷地であるときは、決定の申請はできないこととし、またその土地を農業、林業その他の産業のために使用する方が、岩石の採取のために使用するよりも有益の場合、または岩石の採取が公益を害する場合、または岩石を設定する決定は行わないこととしてゐるのであります。そのほかその決定については、関係者の公開による聴聞を行うとともに、土地調整委員会の承認を要することとし、かつ決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請できるとしてゐるのであります。なお探石権の譲り受けまたは探石権の存続期間の更新につきましても、同様に通商産業局長の決定によりまして、探石権の譲り受けまたはその存続期間の更新をすることができるとしたのであります。

また探石業を行うためには、岩石の運搬等の目的に他人の土地をどうして利用しなければならぬ場合があるため、これらの場合について鉱業法と同様の手続によつて、他人の土地を使用することができるとしてゐるのであります。但し、鉱業の場合と異なつて、探石業者は、土地の所有権、探石権その他何らかの形で土地の利用権を持つてゐるのでありますから、使用の目的については、鉱業の場合に比して著しく狭く限定してゐるのであります。

なお岩石の採取によつて、土地の陥没、土砂の流出等が起り、公益を害する場合は考えられますが、このようなときは通商産業局長が防止のため必要な命令をなし得ることとする等、事業に対する若干の監督的な規定を置いたのであります。

以上この法律案の提案の趣旨と大要を御説明いたしました。政府といたしましては、今後この法律案の施行によりまして、わが国の岩石資源が法的な基礎の上に立つて合理的に開発され、ひいてはわが国経済の復興に資するところのあることを期待してゐるのであります。

何とぞ慎重御審議の上、可決されんことを希望いたします。

○小金委員長 これにて両案の説明は終了しました。質疑は次会より行うことといたします。

○小金委員長 次に請願及び陳情の審査に移ります。請願及び陳情書目録全部を一括議題といたします。請願及び陳情書審査小委員長の報告を求めます。多武良哲三君。

○多武良委員 ただいま議題となりました請願及び陳情につきまして、通商産業委員会請願及び陳情審査小委員会における審査の結果を簡単に御報告申し上げます。

第八国会において通産委員会に付託されました請願は四十件、陳情書は二十四件でありまして、そのうち請願日三六の計七件は、それら内容に困難な点がありまして、その可否を決することを保留いたし、その他はすべてその趣旨は妥協なるものと認め、採択すべきものと議決いたしました次第であります。

なお陳情書はすべて了承すべきものと議決いたし、今後の法案審査、国政調査等の参考といたしたいと存じます。

以上簡単であります。御報告申し上げます。

○小金委員長 ただいまの小委員長の報告について、何か御発言はございせんか。――別に御発言もないようでございますから、ただいまよりただちに可否の決をいたしたいと思ひます。

ただいまの小委員長の報告の通り、請願につきましては日五、第六、第二八、第三〇、第三二、第三三、及び第三六の各請願の可否の決定は延期いたしまして、その他の各請願は議院の会議に付して採決の上、内閣に送付すべきものと決し、陳情書につきましては、当委員会の議案審査、または国政調査の参考に資するといふ意味におきまして、日程全部を向委員会において了承することといたしたいと存じます。以上、以上の通り決するに御異議はございせんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

この際ただいま議決いたしました請願の委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任をお願いしたいと存じますが、これに御異議はございせんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議なしと認めます。委員長に御一任をお願いいたします。

○異議なしと呼ぶ者あり

○小金委員長 では速記を始めてください。

○小金委員長 では速記を始めてください。

○小金委員長 では速記を始めてください。

○小金委員長 では速記を始めてください。

○小金委員長 では速記を始めてください。

休憩いたします。午後は一時半より開会いたします。

午後一時二十五分開議

○小金委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

ただいまより繊維に関する件を議題として調査を進めます。質疑をお許しいたします。高木吉之助君。

○高木吉之助 繊維局長にお尋ねいたしますが、朝鮮問題を契機としたしまして、相当今後綿織物に対して特需がふえて参ると存するのであります。衣料確保の面におきまして、国民衣料確保の面におきまして、原材料が確保できるか、あるいはまた輸出の面が增強して行く関係上、棉花の輸入状況におきまして、非常に僅少なために、再びびびりし統制に入つて行くといふことも考えられるのであります。

大体棉花の輸入の見通しと、特需の関係、その他統制に対する見通しに對して御所見を伺いたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいまお話の、棉花に關しての今後の需給の見通し、それから朝鮮問題に關する特需の關係、あるいはそのほか最近御承知のやうに、警察予備隊の設置によりまして、ある程度の数量の衣料が必要となるというやうな問題がございまして、これらの事情がどうなるかというお尋ねでございます。

それで最初に棉花の今後の需給の概要を申し上げますと、御承知のやうに、棉花につきましては、昨年以來相当輸出が増進いたしております關係もございまして、輸入の数量が画期的に増加いたしております。ただいまの見

通して申し上げますと、昨昭和二十四年度は約八十八万俵の輸入でございまして、昭和二十五年に於きましては百三十二、三万俵、場合によりましては百四十五万俵までの輸入をいたしたいと考えておるのでございまして、この最初の予定よりも約二十万俵近く増加する傾向になつておりますのは、御承知のやうに最近の輸出増加というやうな問題に關連いたしまして、ドル資金の手当がかなり潤沢になつて参つておりますので、この際できるだけ多量の棉花を買ひつけたといふことから、当初の予定計画よりは二十万俵程度の数字が増加することに相なつておるのであります。この棉花につきましては、先般四百万俵の紡績の生産設備の制限が撤廃になりまして、大体本年の末におきましては、実際の産出といつたしましては約四百三十万俵程度、来年の末になりましては、四百八十万俵程度の設備が完了する予定になると思ひます。

それらの増加いたしたした設備によりまして、増大いたした棉花の輸入を消化いたすという計画に相なつておるのであります。今後七、九月から先相當の増産を見込んでおるわけでありまして、

そこでただいま問題になつております特需の關係がどういふことになつておるかとお尋ねいたしますと、実はただいままでのところでは、朝鮮問題に關連いたしましての特需需要というものは、棉花につきましてはほとんど起つておりません。いろいろ新聞紙等に報道されております事項で多少誤解されておる点もあるやうでございまして、具体的にどういふことになつておるかというのを申し上げますと、現在特

通して申し上げますと、昨昭和二十四年度は約八十八万俵の輸入でございまして、昭和二十五年に於きましては百三十二、三万俵、場合によりましては百四十五万俵までの輸入をいたしたいと考えておるのでございまして、この最初の予定よりも約二十万俵近く増加する傾向になつておりますのは、御承知のやうに最近の輸出増加というやうな問題に關連いたしまして、ドル資金の手当がかなり潤沢になつて参つておりますので、この際できるだけ多量の棉花を買ひつけたといふことから、当初の予定計画よりは二十万俵程度の数字が増加することに相なつておるのであります。この棉花につきましては、先般四百万俵の紡績の生産設備の制限が撤廃になりまして、大体本年の末におきましては、実際の産出といつたしましては約四百三十万俵程度、来年の末になりましては、四百八十万俵程度の設備が完了する予定になると思ひます。

それらの増加いたしたした設備によりまして、増大いたした棉花の輸入を消化いたすという計画に相なつておるのであります。今後七、九月から先相當の増産を見込んでおるわけでありまして、

そこでただいま問題になつております特需の關係がどういふことになつておるかとお尋ねいたしますと、実はただいままでのところでは、朝鮮問題に關連いたしましての特需需要というものは、棉花につきましてはほとんど起つておりません。いろいろ新聞紙等に報道されております事項で多少誤解されておる点もあるやうでございまして、具体的にどういふことになつておるかというのを申し上げますと、現在特

通して申し上げますと、昨昭和二十四年度は約八十八万俵の輸入でございまして、昭和二十五年に於きましては百三十二、三万俵、場合によりましては百四十五万俵までの輸入をいたしたいと考えておるのでございまして、この最初の予定よりも約二十万俵近く増加する傾向になつておりますのは、御承知のやうに最近の輸出増加というやうな問題に關連いたしまして、ドル資金の手当がかなり潤沢になつて参つておりますので、この際できるだけ多量の棉花を買ひつけたといふことから、当初の予定計画よりは二十万俵程度の数字が増加することに相なつておるのであります。この棉花につきましては、先般四百万俵の紡績の生産設備の制限が撤廃になりまして、大体本年の末におきましては、実際の産出といつたしましては約四百三十万俵程度、来年の末になりましては、四百八十万俵程度の設備が完了する予定になると思ひます。

それらの増加いたしたした設備によりまして、増大いたした棉花の輸入を消化いたすという計画に相なつておるのであります。今後七、九月から先相當の増産を見込んでおるわけでありまして、

別の需要として私の方に話のありますのは、電線の被覆の生地を多少急速の需要として言うて参つておりますが、これは数量にいたしましてわずかに千五百反であります。なお朝鮮の需要の問題に關連いたしまして、先般新聞紙上で五万ころりの綿糸の生産命令をするというふうな記事が載つておつたのでございますが、これはまづたゞ事実無根の記事でございます。この事情は、実はこの朝鮮問題がどうなるかは別にいたしまして、将来朝鮮の問題が片づきました際には、いろいろいわれる宜撫工作用物資と申しますか、あるいは難民救済用の物資と申しますか、そういったものの衣料の供給がある程度必要であるかもしれない。その場合に一体アメリカ本國から直接朝鮮に製品を持つて来た方がよろしいか、あるいは綿花を日本に持つて参りまして、日本でそれらの加工をいたしまして、朝鮮に持つて行つた方がよいかというふうな問題の検討が現在行われつつあるようでございます。これは日本側にも何も話はございません。おそらく司令部内部でそういうふうな将来の検討をされておることだろうと思ふのであります。これが具体的に五万ころりの生産命令になるというふうな記事として載つておりますが、まづたゞそういうことではないのであります。ただいまの状況からいいますと、朝鮮問題に關連いたしまして、綿製品が必要が大幅に起るということはちよつと想像がつかないのであります。現在韓国軍に與えております被服その他はすべて米國製の品物でございます。規格その他の違いから多少改造をしておりますけれども、日本から調達しておりますもの

は一つもございません。おそらく今の情勢で参りますれば、あまり大きな数量は特需としては出て参らないというふうな考へております。ただ先般決定をいたしました警察予備隊、海上保安庁の關係で人員が相当増加することになつておるのであります。これは両方の合計いたしまして八万三千名程度のものになるものであります。急速に全員が整備されるわけでございます。現在私の方に警察予備隊の關係において制服、下着、作業着、そういったものを言つて参つておりますが、これは綿糸の数量で計算いたしますと約千ころりでございます。現在国内用の綿糸の供給量は一箇月四万ころりという数字になつておりますから、一月分の四分の一程度の需要でありまして、数量から申しますとわずかなものでございます。また海上保安庁の方はわずかに八千名の人員でございますので、ほとんど問題にするに足らぬような数字でございます。将来警察予備隊、海上保安庁が多数の關係で毛のものを、必要とするというところで、私の方で概算見込みを立ててみたのでございますが、その場合に必要なる羊毛の数量は合計いたしまして大体四千俵程度になると思われまゝ。現在一・四半期に約五万俵の羊毛を國民衣料用として充てておりますが、それから考へてみますと一・四半期分の十分の一以下の数字でございます。これは調達上もあまり困難がないというふうな考へておるわけでありまゝ。

なほ、こういう事情になつておりますが、今後統制の關係はどうなるかという問題でございます。現在綿につきましては、輸出關係は自由になつておるわけでございます。契約によつて輸出向けの品物をどくく出すことができるようになつておりますが、国内向けの方は現在でも統制が依然として残つておるわけでありまゝ。正確に申し上げますと、現在衣料品配給規則というのがございますが、それによりまして、従来は衣料切符を國民一人々々に與えて、その切符の点数によつて衣料を調達するということになつておつたのであります。これはことしの四月以降八月一ばいまで一時停止をすることに相なつております。従つて国内向けの綿の統制は、末端の消費者に対しては現在撤廃されておるのと同様でございます。従来通り統制が行われておることは、従来通りでございます。たゞ従来と違つておりますのは、その内容におきまして、今までは政府において品種、規格を全部規定いたし、それによつて強制的な生産をさせ、それをひもつき等によりまして配給するという形をとつておつたのでございますが、そういう規格的な生産、強制的なひもつきということをおきましては、その段階に應じてそれぞれ法規に従つた取引をするということになつておるわけでございます。この八月末で衣料切符の一時的停止の間は満了になりますので、九月以降綿の統制をどういう方向に持つて行くかというところでございますが、これはただいま關係方面といろ／＼折衝中でございます。

なほ国内關係におきましては、生産資材の關係、國民衣料の關係等の調整の問題がございまして、最後の結論はまだ出ておらないのでございます。が、大体の方向といたしましては、衣料切符をもう一度復活するというふうなことはしないのではないかと考えられます。また配給等も今の段階よりも少し弾力のある機構にかつて参るのではないかと。ただ綿糸の配給あるいは綿糸の生産配給の段階につきましては、依然として相當嚴重な統制を継続しなければならぬというふうに考へるのであります。なお今申し上げましたような、綿花の事情なりその他特殊需要の關係について今後の見通しはどうなるかということでございますが、これは従来から見ますと輸出が非常に伸びて参ります。しかも現在輸出価格が国内価格より割高になつておりますので、内地の糸の確保が非常に困難であるというふうな事情がございまして、ある程度国内向けの糸の配給が遅れて行くという実情にあるのであります。この点につきまして、最小限度の国内需要というものをほつきり確定いたしまして、それだけの数量を優先的に紡績から出荷をせまして、残りを全部輸出に向ける。従いまして、一定の数量、これは現在月別に配給されております数量とはおなじとお考えください。つけつこうだと思ひます。最終的にはまだ關係方面との打合せが完了しておりませんのではつきりいたしません。が、大体国内向けに予定いたしております数字とはおなじものを最終的に国内で確保する、こういう手段をとることになつておりました。現に国内向けのものにつきましては、電力割当あるいは為替資金の割当等によりまして、出荷の遅れているものに対してそういうベナルテイの方法を策行中でありまして、一層それが強化されることになつておると思ひます。

簡単でございますが、大体そういう見通しであります。

○高木(吉)委員 ただいまの繊維局長の御説明でよく了解いたしました。衣料切符を再び出さないということは非常にけつこうでありまして、さうになることを期待するものであります。今後輸出がますます増大して参ります。内地物も出て行くというふうなことに立至りました場合は、現在の品質は著しくかえらると思ひますが、輸出がどん／＼ふえて参ります場合、あくまでも内地の保有量を確保していただけるかどうか伺ひたいと思ひます。

○近藤政府委員 輸出が伸びまして、一定限度の内需は必ず確保する方針であります。

○田代委員 政府は、朝鮮問題なんかでどんなに需要が増しても手当をどん／＼するのに向心配はない、原綿の輸入も促進しているというお話でございます。ところがいつかの新聞には繰上げ輸入は許さないといつておりました。この点はどうですか。

○首藤政府委員 先般御報告いたしました通り、今後需要が相当増大して来るであろうという予想と、いかなる事態になつても、内地の需給にあま／＼大きなアンバランスにならぬような方法を講ずる必要があるということから、繰上げ輸入を計画いたしました。關係と折衝しておるわけでありまして、まだ結論は得ておりませんが、これはぜひとも実現いたしたいというふうな考へております。

○田代委員 そうすると、繰上げ輸入ということはまだはつきり確定してお

らないということになっておりますね。

○首藤政府委員 御承知の通り七九の輸入は、四一六と比較いたしました。大体倍になつておるわけでありまして、この方面にも相当繰上げの量が入つてゐると思ひますが、なおこれで足れりと思ひますが、引き続き輸入をいたしたいという考えをもつて交渉を続けているわけでありまして。

○田代委員 かりに繰上げ輸入の許可がないということになりますと、国内需要にしましては、輸出関係で非常にきつくなるわけでありまして、そのうち、政府の考へておられる政策通りに行かないことになるわけですが、その点の見通しはどうですか。

○首藤政府委員 この前も申し上げたかと存じますが、幸いに最近輸出が非常に振興いたしまして、資金的にはかなり恵まれた状態に現在置かれておりますので、今申し上げたような構想が必ず実現するであろうというふうな考へておるのであります。

○高木(吉)委員 次に御尋ねいたしたいのは、梳毛糸の問題であります。過日の新聞で価格は大体勧告価格になつております。そうしてそれら糸の配給並びに生産方面にまで大体指示なさる。またそれによる損失に対しては政府が補償するということではございませうか。これは予算措置はどうなつておるか。またこの通り実行しておられるかという点についてお尋ねいたします。

○近藤政府委員 梳毛糸の問題につきまして、実は新聞記事その他の関係もございませうが、その内容と現われておりますことと多少食い違つておるよう

な点がございますので、一応梳毛糸の問題の概略の経過を御説明申し上げます。

梳毛糸の問題が起りましたのは、五月の末ころでございます。それは純毛の梳毛糸につきましては、内地価格と輸出価格との間に非常な隔たりがあつたのでございまして、具体的に申し上げますと、輸出価格が約九百円内地価格が千八百円、つまり倍の相場が内地に立つておつたのであります。それでも毛糸につきましてはすでに統制が撤廃されておりました。価格もマル公もございせんので、本来から申しましたれば幾らで売つてもさしつかえない。需給関係のおのずから価格がきまるのでございまして、ダンピングの問題につきましては実はさういふに参らなないのであります。つまり各国で協定をいたしております貿易上の協約と申しますか、そういう点から見ますと、すべての輸出をいたします場合に、その国における国内市場の相場よりは決して安く売らないという制約をお互いにするようなことになつておるのであります。従つて直接法規上のダンピング、つまり国内マル公があるのかかわらず、輸出の場合にそのマル公を割つて輸出するということがなしに、マル公が全然ない場合におきましても、当該国内の市場価格というものはやはり輸出価格の標準になるといふような原則がございまして、アメリカその他五十二箇国がこれに参加いたして署名をいたしておるのであります。結局国内価格が非常に高くて、輸出価格が安いという場合には、ダンピング條項を適用されるおそれがあるという点で、実は司令部から非常に強

硬な勧告があつたわけでありまして。

そこでこの問題についてどうするかという問題でございますが、実は御承知のように、羊毛につきましては昨年から初めて相当量の輸入が行われることになつたのであります。昨年度におきましては總量二十五万八千俵という羊毛を輸入いたしまして、それによりまして梳毛、紡毛その他いろいろな毛製品をつくるという段取りになつておるわけでありまして。ところが今年の一月、三月の間におきまして、御承知のようにポンド資金が相当不足いたしましたので、二十五万八千俵の羊毛を輸入する場合の本年一月、三月の具体的な輸入計画だけの実は為替が足りなかつたものでありますから、一、三月におきましては輸入為替の額が非常に少なかつたのであります。そこで業界におきましては、将来もさういふようなことがあつて二十五万八千俵の計画がもし削減されるというふうなことになるかもしれない場合には、極力原毛の食ひつなさをしたい。こういうことから国内向けには純毛の梳毛糸をほとんどつくりなかつたのであります。従つてその需給関係をすぐ反映いたしまして、実際には現物がたくさん動いたわけではないのであります。非常に高い相場が出たということになるのであります。一方輸出の関係におきましては、毛の価格はこれから輸出市場を獲得して、市場を確立するという段階にございまして、相当輸出奨励策もつておりますし、また業界におきましては、少々の犠牲は忍んでも輸出市場の確立をはかるといふことでやつておりましたので、勢い輸出価格が安値になつたのであります。しかしドルがそれ

ということから極力奨励しておりましたので、その両方の食い違ひから実は大きな価格の差ができたわけでありまして。しかしその後原毛の輸入の関係は、四月以降為替の関係が好転いたしまして、予定通り二十五万八千俵という原毛の手当は完了したわけでありまして。また今後これから先の年度におきまして、どれだけの羊毛が入るかという見込みでございますが、これは大体二十五年度におきましては三十三万俵程度を予定しておりますが、現に現在進行中の日英協定の中におきましては、大体三十万俵はこの協定によりまして日本が原毛を買いつけるということになつておりました。三十三万俵程度の予定の原毛は十分手当てできる、さういふ状況であるわけでありまして。しかしそのダンピングの問題に關連いたしまして、何とかこれは措置をしなければならぬといふことである。考へたのでございまして、非常に嚴重な再統制といふような議論もございまして、いかんにかんがひましての多少思惑的なことが手伝つておることから、本質的な統制を再開するという問題ではないに、とにかく国内向けの価格を安定させる。そのためには国内に相当多量の純毛の梳毛糸を供給するという手段をとるとともに、価格につきましても適正な価格——これは物価庁の第三部長もここに出ておられますから、勧告価格の内容等につきましては第三部長から御説明願ひますが、その適正価格の操作によりまして国内相場を安定させる、こういう方向で案を考へたわけでありまして。とりあへず七月九月の期におきましては、いろいろ業界とも

相談いたしまして、梳毛糸の生産数量のうちの大体半分でございまして、約三万俵の羊毛を純毛の梳毛糸に持つて行く、こういう方針を決定して、月別の生産の割合まできめて、これを実行するということになつておるわけでありまして。それでこの問題につきましては、生産命令を頭から出すとか、あるいは生産統制を実施するといふふうな話があるのでございまして、実は業界の自衛によりまして、今の三万俵の生産計画というふうなものでございまして、それが実行されまして、結局予定通りに行かないというふうな事態が起りました場合には、場合によりまして強制的に物調法第一條による生産命令を出すということもございまして、これが業界で自衛的に予定通りの計画がございまして、相当量の純毛の梳毛糸が国内に供給されるということができますれば、別に強制的な法規を発動する必要もないわけでありまして。これは現に物調法にさういふ規定がありますから、いつでもやればやれるのであります。現在のところ、それをただちにやるといふ考へは持つておらぬのであります。また業界の方でも輸出の問題、特にダンピングの問題でありますので、何らかその点を打開しなければならぬという関係もありまして、業界としても極力国内市場の相場を落ちつけないという目的をもつて協力しておりますので、現在ではこの計画は円滑に進んでおります。現に七月二十日以降ある程度の数量をばつばつ出しておるといふ段取りになつておるわけでありまして。従つて補償の問題、あるいはそれに対する予算措置の問題、これは具体的に生産命令を出し

まして、そうしてしかし物価の勧告
価格と申しますか、それが業界に損を
與えるような価格であつて、實際に業
者が実損を生じたというような場合が
起りました場合には考慮する問題であ
りますけれども、現在におきましては
そういう段階まで至つておりませ
ん。大体私どもの見通しとしては、業
界の自衛によつてこの問題は解決する
ものと考えております。

○高木(吉)委員 政務次官にお尋ねい
たしますが、過日も商品取引所の問題
のときに一応お尋ねしたのであります
が、その後、人絹等の価格は漸次高
騰して参つております。その場合に、
内地の価格と買入れの価格とアンパ
ラの場合においては、再び梳毛糸と
同じようにこれらのものに対して勧告
価格を出されるお考えがありますか。
お尋ねしたいと思ひます。

○首藤政府委員 御承知の通り、最近
繊維あるいはその他の価格が相当上昇
いたしております。しかしながら、こ
れは日本だけの関係から来た価格でな
く、いわば国際的商品の一齊上昇に並
行して上つておるのであります。従つ
てこれらのものに対して勧告価格を出
すというような意思は、現在毛頭持つ
ておりません。なお同時に、今後もし
や、いふことのないような措置を講ずる
必要があり得ます。同時にこれは先般も
申し上げました通り、できる限りそれ
らの原材料を多量に輸入いたしまし
て、需給のバランスを常にマツチさせ
て行くということが、これらの方向に
行かない最も効果的な対策だと考へて
おりますので、その線に今後進んで
行きたいと思ひます。

○高木(吉)委員 ただいまの政務次官
のお話によりますと、大体価格の点
も、あるいは需給面も、生産あるいは
原料を豊富にすることによつてまかな
うという方針は非常にけつこうでござ
います。従ひまして、今後はそれらの
統制を一応排除せられたいと繊維類に
対しては、再び統制する意思はないと
解釈してよろしいわけでございますか。

○首藤政府委員 今のところさう御
了承くださつてけつこうだと思ひま
す。

○阿佐義委員 繊維局長にちよつとお
伺ひしたいのであります。現在繊維関
係におきまして、原料にいたしまして
も、製品にいたしまして、非常に暴
騰を続けておりますので、この段階に
おきましては、再統制なさる意思があ
るかないか。なさるといたしますと、
ば、いかなる方法においてこれをおや
りになりますか。お伺ひしたいと思
ひます。

○近藤政府委員 ただいまの御質問で
ございまして、現在繊維品につきま
しては、原料その他ある程度価格の高騰
いたしておるものもございまして、実
際内容を調べてみますと、実需はこれ
に伴つておらない、一つの人気相場と
申しますから、から相場に終つておるも
のが多いのでございまして。しかも先
ほど高木委員の御質問のときにいろい
ろ申し上げましたが、今後繊維関係の
原料その他の供給関係は比較的順調で
ございまして、現在の段階で再統制を
いたすというところは全然考へておりま
せん。

○阿佐義委員 梳毛糸その他に對しま
して勧告価格が出ておりますが、この
勧告価格というものは、いかなるもの
でありますか、もし業者がこれを守ら
ない場合には、いかなる処罰がある
か、どういふ御処置になるものか、お
伺ひしたいと思ひます。

○近藤政府委員 実は私からお答え申
し上げますのは、ちよつと横道でござ
いまして、いろ／＼物価庁とも私
ども打合せしておりますので、今の御質問
の点を私がわかつてお答えを申し上げ
ます。勧告価格と申しますのは、実は
法的には何ら根拠のない価格でござい
ます。これは御承知のように、物価統
制令の九條の二という條項に、不当利
潤を得ました者を強く処罰する規定
があるものでございまして。しかし不当利
潤を得たか得ないかという問題は、勧
告価格と直接関係はないのでございま
して、勧告価格は、要するに通常の生
産をいたします場合に、ある程度の利
潤を見て、この程度の価格が採算的に
見た場合には適當であるという線を
勧告いたした価格でございまして、
従つてこの価格から一円でも上に行つ
た場合には、すぐ処罰するとか、ある
いはいわけのマル公と同じような適用
になるかという点でございまして、こ
れは全然さういふことはございませ
ん。大体不当利潤を得ておるか得てい
ないかという点に關しての一つの標準
と申しますから、よりどころを示すとい
う程度のものであるわけでありませ
ん。従ひまして、物価統制令の九條の二の
規定は、この勧告価格がございませ
れば、比較的正当利潤なるものの判定が
容易になるというところでございまし
て、直接的にはやはりその個々の取引
の実態を調べて、明らかに不当利
潤が得られておるかどうかというこ
とを、實際的に調べて上で、この物

価統制令九條の二の規定は動くとい
うことになるわけではございまして、従
つて勧告価格が直接違反その他の問題に
及ぶという場合にはたらないわけでは
ございませぬ。

○阿佐義委員 他の繊維製品に對しま
しても、今後勧告価格を出すような御
用意があるものでございませうか。ちよ
つとお伺ひいたします。

○近藤政府委員 ほかの繊維につきま
しては、ただいまのところ全然考へて
おりません。

○福田(一)委員 議会は二、三月のう
ちに終了になると思ひのであります
が、えてしてこういう問題は、議会在
閉会中によつて方針の変更を見るような
場合があつて、われ／＼非常に迷惑し
た場合が多いのであります。政府とし
ては、議会在閉会中ではないときに、い
ろ／＼のこういう統制問題が起きた場
合には、どういふふうな処置をとられ
るか。またわれ／＼委員会との関係に
おいてはどのような方法をとるお考え
か。これをひとつ御説明願ひたいと思
ひます。

○首藤政府委員 先ほどからしば／＼
申し上げております通りに、現在の段
階におきましては、再統制をするとい
う意思は全然持つていないのでありま
して、かりに來月から議会在閉会にな
りまして、その間にさういふ事態が
起るうとは考へておりません。従つて
もし起つたらというふうなことは、い
まだかつて考へたことがないのでござ
いますから、さう御了承願ひします。

○福田(一)委員 一応ただいまの御答
へで、われ／＼としては了承はいたし
ますけれども、しかし從來しば／＼そ
ういふ例がありまして、われ／＼が希

望したことと正反對のことが議会在閉会
中に行われたといふような事態もある
のであります。もちろん今のようない
世界情勢におきましては、いかなる突
発的な事件が起きないとも予測できな
いのでありますから、さういふことを十
分一々予測して答弁を求めるといふこ
とは、はなはだ常識において欠けると
ころがあるとお考えになるかも知れま
せんけれども、実を言つと、この統制
の問題につきましては、今まで国民は
みんな飽き／＼してゐた。何とかして
これを一ぺんフリーな自由経済にもど
きたいという気持ちが非常に強いのであ
ります。そこでだん／＼わが党の政策
に基いて、自由経済の方向に來ておる
のであります。が、伝へ聞くと、これによ
ると、官僚の一部に何とかして統制を
もう一ぺんしなればならぬといふじや
ないかといふふうな空気があつた。また
現実にはさういふ運動をしておる者もあ
るといふことを、われ／＼は聞くので
あります。が、どうかさういふような運
動によつて、関係方面が動かされると
いふようなことがあつてはおかしなこ
とであり、私たちとしては、この委員
会でわれ／＼が希望しておる気持ちが通
らないことにはなるのでありますから、
われ／＼がおらない間におきましては
しても、東京におらぬような場合があり
しても、どうかこの点は政府において
十分監督をせられまして、さういふ事
態の起きないように、特に御配慮を願
ひたいと思ひます。

○首藤政府委員 自由経済に比較しま
して、統制経済がいかに多くの弊害が
あるかといふことは、すでに議論の余
地がないのであります。現実を考へて
みましても、統制経済をやることによ

つて、一般業者の熱意が低下する、創意くふうがなくなる。ことにそれがただめに各種の品質が非常に低下して参る。これらはあげて日本経済の弱体化でありますし、後退であります。せつかく自由経済に移行いたしました、ほんとうに日本経済が堅実な発展を示そうとしておる基礎段階におきまして、統制というようなのは絶対にわれわれは排撃いたしたいと固く決意をしておる次第であります。従つて御趣旨によりまして、今後も十二分にそういう方向に努力して行きたいと考えております。

○神田委員 遅れて参りましたので、あるいは私がお尋ねしようと思つたところとが前提となつて、ただいま伺つておりますような質疑応答があつたのではないかと思うのでありますが、もしそうでありますれば、お答えがなくともけっこうであります、違つておりましたらひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

私のお尋ねしたいと思ひますことは、これはきわめて不幸な事件と言わなければなるまいと思いますが、朝鮮事変が発生いたしまして、そこでわが国におきまする、国連といひましょうか、連合軍側と申しましようか、相当多量の物資の調達あるいはサービスの供與というものが問題になつておるのじやないかと思ひます。そこでこれらの方が特に短期間に龐大な需要となつて現われました場合に、今伺つておりますような事態が起きて来るのではないか。そこでわが国に需要が起るといふことは、今日のわが国の経済の段階におきまして、大きな意味から、この事変に協力するばかりでなく、また

わが国の経済が、これによつて自立経済への前進になりますれば、結果的に見て好ましい——他に適當な言葉があるだろうと思いますが、とにかくいづれにいたしましても、相當の需要喚起によつて物が動く。そのために何しろ資源の乏しい、まだ立ち上つて間もない工業でありますから、過不足——過はなくても不足が出て来るわけであります。これらの需要は、なか／＼軍の機密もありましよう。ことに戦争でありますから、機密以上にまた拙速という關係もあらうかと思ひますので、これを十分把握して手を打つというこ

諸問題を敏速に取扱つて行く、そういうことによつて、事變の協力もできればまたわが国の自立経済の確立にも相なるううかと思ひのであります。新聞に伝えられるところによりますれば、今回の關係は特別調達庁の仕事でなく、主として安本がやるのではないかかといふことが書かれております。どこでやるにいたしましても最も關係を持つておるのは通産省であらうと考えております。通産省側におきまして、どういふような構想を今まで実施されておられますか。今後これらに対しましていかなる目的をもつて対処されんとして

とは、なか／＼至難なこととは思いますが、通産省、安本、また農林省、さらにこれは通貨の關係もございまして、大蔵省も十分な關係があるわけでありますから、これらの各省が、それぞれEISなり八軍と申しまじょうか、とにかく何か発注側との十分な連絡がつきますれば、行政指導といまじょうか、官庁側の十分な手の打ち

ておりますか。もちろん戦争と申しまじょうか、事件と申しまじょうか、これらは不測のことであり、また相手のあることでありますから、これ自体を十分認識してからかなければなりませんけれども、これを的確に把握して行くというようなことは今日のわが国の段階においては至難だろうと思ひます。しかしやはり一定の用途をもつて

方、あるいは業界に対して十分なアレ
ンジの仕方によつて、経済界の——私
は物の値上りを恐れるわけでありま
す。不均一な値上りのために、それが
また均一な値上りになつて、第二のイ
ンフレが来るということも恐れるわけ
であります。これらにつきまして機
敏な手を打つて、不足物資であるなら
ば急いで輸入をやる、あるいはまたわ
が国で若干の生産設備を拡充すれば出
て来るというようなものについては、
これまた十分の手を打つて出すとい
うような、統制というような頭でなし
に、ただいま政務次官が述べられたよ
うに、国民を信用して、国民の観意と
工夫、熱意と努力によつて、これらの

処して参らなかつたならば、ます／＼
経済界が混乱してしまふ。一波は万波
を呼んで、そうして今福田君の憂える
ような、統制をもつてしなければ收拾
がつかなくなるようになることはま
とに不幸ではないかと思ふのでありま
す。せつかく長い間の統制経済から今
日の自由経済に切りかえまして、しか
もまだその途中なんです。今日この切
りかえたことによつて、ただちにこの
効果が百パーセント出て来るとは考
えない。いろ／＼また切りかえたため
に困難なこともあり、また弊害もない
しなないだらうと思ひます。私どもも、
野放しの自由経済というものは考へて
おりませんので、特別の事情のあるも

のについてはまた進歩的な手を打つことは決していなまないのであります。とにかく今回のこの朝鮮問題を契機といたしまして、わが国の経済事情というものが相当大きな波にかぶつてゐる。これに対処する通産省側の心構え、また今までの打たれた手、また將來とられようとすることをお漏らし願えますれば、非常にけっこうだと思つております。なお新聞によりますれば、現在までに百億近い発注を見ておるのではないかといふこともたしか見たような気がします。あるいは、將来派言飛語の類かもしれませんが、

の見通し等についてうかつな話を耳にするのであります。通産省といたしましては、これをどういふように考えておられるか、御説明願いたい。また材料がございますれば――きようは突然でもありますので、用意がなければこの次の機会に、どういふようなことになつておるかという材料を御提示願えますれば参考にもなろうかと思つてお

て参るといふことにも相なりまするし、端的に申し上げますならば、その方面の今後予想されるところの大きな注文によつて、これが日本経済の自立に相当大きなプラスとなるか、また間違えどどういふ混乱を来さぬとも限らないといふような重要性を持つておりまするので、政府としましては、特に

ります。いづれにいたしても、きわめて重大な影響を持つておりますので、お尋ね申し上げるわけでありすが、どなたか先に申し上げて御納得した問題でありますならば、私おそく参りましたので、また適当な機会に聞く機会もあるかと思ひます。まだそういう点に入つていないということでありますれば、詳細承りたいと思う次第であります。

○首藤政務委員　最近朝鮮問題に關連いたしまして、その方面の特需が相當大量に出ており、これが全般的な經濟界に大きな刺激を與えておるようであります。そこではたしてこの特需がいかほど出ておるか、今日までGHQ方の面については重大な関心を持つておるのであります。そこで先般來關係筋に對しまして、できるならばそういう數量を明示してもらいたいということとを申し込んだのでありますけれども、軍事機に關するということ、その内容を容易に發表しないのであります。と言つても、ただいま申し上げましたごとく、じからは現状のまま行きの、政府の知らぬ間に大量の物資がこになりまして、今後の經濟計画に大きな阻礙を來し、同時にまた今後の原料の輸入面におきましても、思わざるの結果を招来するおそれがあるのので、一応閣議にこれを提案して、政府

の方から別個の方法で、そういう予測されるような銘柄並びに数量を把握するような措置を講ずるよう要請しようじやないかという事で、多分それが数日前の閣議に懸議の形式で相談されたのではないかと考えておりますので、その結果、一応安本が中心となつて、それらの折衝をやろうという事になつたように聞いておるのであります。従つて軍機に關するということをお前提としておりますので、その明確な数量並びにまたその買付方法が、はたしてこちらの希望通りになるかならぬかはつきりわかりませんけれども、この際今後の秩序ある経済の進展という観点からも、ぜひともそういう予想される数量、銘柄だけは把握したいというように考えておるのであります。

○神田委員 たいだいま首藤政務次官から、私が憂えておられることを率直にお認めになつておられまして、すでにそれらのことについては、私が申し述べたような方法をとうとうとしており、またつておるものがあるというやうな意味に承つたのであります。もとよりさもあるべきことと考えておるのであります。くどいようであります。私は今度の朝鮮事案によつて、わが国の――広義の面から申し上げるのではありませんが、思想の面あるいは諸般の面から考えますならば、さらに重大なものをほらんでおります。しかしこれは通産委員会でありまして、わが国の産業の立場からこれを分析して、そうしてわが国の産業の自立経済の点をベースにして申し上げておるわけでありまして、るる伝えられておるところによるわけでありまして、物によつ

てはわが国の年間の需要量に匹敵するものもあるやに聞いております。もちろんこれは小量物資でありましてそういうことがあり得ることはいふまでもないと思ひますが、私の心配しておりますのは、たゞさんの注文が来る、そこで調達ができるということももちろんであります。そのために一波万波を呼んで、他のものに今日見ておるような値上りの口実を與えて行く、あるいは物の流通を妨げるやうなことになる。そこで統制をやらなければならぬという事にならないように、あらかじめひとつ総合的な見通しをつけて十分配慮してもらいたい、こういうことでありまして、大政府の方針もそういうふうなことをおるという事でありますので、くどくは申しませんが、これをひとつ十分に実施の面に移しまして遺憾なきを期していただきたい。これは相手のあることでありますし、今述べられたやうな軍機の機密等もありましようから、なか／＼至難の点は多々想像できるのであります。その重大性、また経済の混乱から来る支障というやうなことを考えますと、これは安閑としておられない問題ではないかというふうな考えです。ひとつ今のうちにこれをやつて手を打つていただき、各省の連絡を十分にしたいだきたい、こういう趣旨であります。

○中村委員 たいだいま神田委員から重要な問題についてお尋ねがあり、また首藤政務次官からきわめて率直なお話を承りまして、われ／＼も御同感であり、また意を強くいたしましたのであります。この特別需要の銘柄及び数量を推定するという事は、な

かなかむずかしい問題でありましようけれども、私もちらほら耳に入るところによりまして、わが国の年間輸出入計画における輸出量の半分にも近い需要があるのではないか、かような推定も聞くのであります。もしさうなことでありますならば、半分近いものたくわく外の予想せざる必要がここにあるということになります。産業の面から申しましても、金融の面から申しましても、非常な大きな影響を持つものであると考えられますので、たゞいま御答弁のありましたやうな線において、この上とも慎重なる対策をお立てくださることをお願いいたします。ともに、あわせていま一つ承つておきたいのは、先般新聞で見ますと、おそらくこの問題に關連しての一つの措置であるやうなものであります。この七一九の輸入外貨の割当を一千万ドルにしたという事が出ておるのであります。この輸入の見通しにつきましては、輸出国の状態なりあるいは船舶等の關係から考えまして、大体において当局の予期せられるごとく順調なる輸入が行われ得る見通しがありましようか、その点をつけ加えてお尋ねいたします。

○首藤政務委員 現在のところあらゆる物資を通じて、輸出入とも何ら支障なく行われておるのであります。この点は御心配ないことだと思ひます。ただし少し多少個人的意見が加わるかもしれませんけれども、私は率直に申し上げますと、この朝鮮事案を当初から相当重大視しておるものであります。ことにアメリカは御承知のやうに百五億という龐大な予算を計上しております。かりに朝鮮事案が一応片づき

ましても、さらにその次に来るべきものに対する準備をこのまま進めて行くのじやないかというふうには私は考えておるわけでありまして、さうにいたしますと、少くとも國際的商品は今後はな相当上昇するのではないかと、ことに事實いかんによりましては船腹の点に相当思いをいたさなければならぬ、またその前に運賃の上昇も考えなければならぬ。御承知の通り日本はさぶる貧乏な國であります。この貧乏の國がわずかな金でなるべく多量の品物を買ひ付けなければならぬ。しかも安心して得るやうな状態で買ひ付けなければならぬ。これが今日の通産省に與えられた一番大きな使命だといふふうに私は考えるのであります。ただいま申しましたごとく、この見解からすれば、國際的商品は今後なお一層上つて行く可能性がある。同時にまた船腹もだん／＼不足になつて来はせぬかというやうな感じもするのであります。今日の値段であれば十買えるものが、一週間後には七つより買えない、一箇月後には五つしか買えないというやうなことになるやうな、せつかく買ひ付けても、運賃がさらに上る、あるいは悪くすれば船がなくなりはないかと、いふやうな心配が關連して起つて参ります。幸いにドル資金が豊富であるから、そこでこの際思い切つて資金のあ

るだけ大量に輸入することが最も緊急かつ緊要な課題であるといふやうにかたく私は決意いたしておるわけでありまして、従つて就任以來その線に沿つて極力推進いたしておるわけでありまして、何としても關係先がたゞさんありますので、今のところ思ふやうには進行しておりますが、しかし相當量の

緊急輸入ができることだけは確信しておるものであります。同時にまた御承知の通り、この春以來民賃に移されて、いわゆる先着順制度の買付で輸入が行われて参つたが、これが實際において相當の弊害があります。そこである品物に對しましては、この際これを自由輸入に移しまして、それらの商品に對しましては別箇に資金をとりまして、この面の輸入も相當で得ることになつておるのであります。大体当初その方面の資金は二千万ドル程度と伝えられておつたのであります。何回かの交渉の後、現在では大体五千万ドルくらいまで關係当局の了解を得ておりますので、この方面の輸入も今後プラスになつて参ると思ひます。それらの現在計画されておりますものが一応順序よく運びますれば、特需方面の需要が相當増大いたしまして、供給には遺憾ないであらうといふやうに考えておりますが、ただ政府のあずかり知らぬ間に寡少物資が大量に吸収されるという事になりますと、その方面から相當の波瀾をこえて呼び起す、同時にまた率直に申し上げれば、現在のところ特需といふものに対して針小棒大に考へておられるにせぬか。御承知のやうに昨年までのインフレの結果、高値の覚えが國民一般に残つております。しかも昨年来の健全財政からあらゆる物資が非常な下落をして來ておる。そこでいふやうな状態になつて來ますと、この安値反動、それから現在の特需というものを材料にした仮需要の量が相當に多くなるのじやないか、さうしてこれが相場を上昇せしめる一つの大きなファクターになつて來はせぬかといふやうに考へておるのであります。但し國

際商品も御承知のように何もかも現に上つておりますから、現在の仮需要必ずしも将来の仮需要にならぬかもしれませんが、いずれにいたしましても、それらを総合勘案いたしました万遺憾なき措置を講じて行きたいと考えております次第であります。

○小金委員長 ほか御質疑はございませんか。別に御発言もないようでありましてから繰繰に關する件は一応これをもつて打ち切ります。

○小金委員長 この閉会中の審査に關する件についてお諮りいたします。

先刻理事会を開きまして、各派の理事諸君と御協議をいたしました結果決定をいたしましたのでありますが、目下委員会において審査中の鉱業法案及び採石法案は、諸般の事情によりまして、今会期の切迫いたしましたのであります。昨日より提出せられ、本日より審査に着手いたしましたのであります。今明日中に審査を終了することはとうてい不可能であり、また同時に両案はこれを審査未了として廃案とすべき議案でもないと思われ、閉会中も継続審査を行うこととすること、なお当委員会が今第八国会会期当初に、議長の承認を得て本会期中に限りて調査を実施して参りました通商産業行政に關する国政調査は、通商産業行政そのものがきわめて広範囲であり、また問題も複雑でありました關係から、これが調査を終了する見込みがございません。この通商産業行政に關する事項のうち、次の案件につきましては、閉会中審査を続行する必要があると協議がととのつたのでございます。すなわち、まず電源開発状況及び電気事業再編成並びに公益事業法制定に關しての

電気事業及びガス事業に關する件、次は貿易の振興状況並びに貿易資金調達の現状に關する件、次は中小企業金融状況並びに中小企業等協同組合の結成及び活動状況に關する件、次は鉄鋼業、繊維工業、化学工業その他一般工業の事情、特に需給並びに金融状況に關する件、以上であります。

それではお諮りいたしますが、以上六件について、理事会の決定通り、閉会中審査を行うため議長にその申出をすることに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議ないと認めまして、そのように決定いたします。

次に閉会中の審査のための小委員会の設置の件についてお諮りいたします。これはただいま申出をすることに決定いたしました閉会中審査の案件が、正式に院議によりまして付託せられました場合、閉会中にその審査のために委員全員がしばしば参集することは不可能に近いことと存じますので、閉会中審査すべき便宜のため、各案件ごとにそれ／＼小委員会を設置してはいかかと思ふのであります。これも先刻の理事会において理事諸君の了解を得ておるのであります。ただいま申し述べました通り、閉会中審査のための小委員会として、各案件ごとに、鉱業法案及び採石法案に關する小委員会、電気及びガスに關する小委員会、貿易に關する小委員会、中小企業に關する小委員会及び工業に關する小委員会、以上五つの小委員会を設置することに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議ないと認めまして、各小委員会を設置することに決しました。

なお、お諮りいたしますが、各小委員会の委員の員数及び小委員並びに小委員長は、委員長及び理事に御一任願いたいと思ひますが、このようにとりはからうことに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議ないと認めまして、よつて委員長及び理事に關して決定の上追つて御通知申し上げます。

次に閉会中の委員派遣に關する件についてお諮りいたします。本件もまた先刻議長に申出を行うことに決しました閉会中審査すべき案件が院議によつて決定し、当委員会が閉会中審査を実施いたします際、おそろしく実地調査を行う必要が生ずるものと存じますが、その際一々委員会を開会して委員派遣承認申請の件を御決定願うことは、非常に煩雜でありますので、その手続上の便宜のために委員長及び理事に御一任願ひ、派遣委員の選定、派遣の期間、派遣地等は、委員長及び理事において協議決定の上、委員各位に御連絡するということに本日あらかじめ御決定を願つておきたいと存じます。が、このようにとりはからうことに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議ないと認めまして、そのように決定いたします。ちよつと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○小金委員長 速記を始めてください。本日はこの程度にて散会いたします。

す。なお明後三十一日は、午後一時から鉱業法案、採石法案及び特別鉱害復旧臨時措置法の施行に關する件を議題として、審議をいたします。

午後三時三十分散会

〔参照〕

諸願に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕